

令和8年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第1回 定例会（第5号）

招集年月日	令8年 2月 26日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和8年 3月 13日 午前 10時18分				
		議 長 原 克 美				
	閉 会	令和8年 3月 13日 午後 5時52分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (9)	原 克 美	○	5	藤 原 芳 樹	○
	副議長 (11)	藤 原 修 治	○	6	勝 田 秋 夫	○
	1	唐 溪 悦 子	○	7	牛 尾 博 文	○
	2	瀬 古 航 也	○	8	日 高 学	○
	3	松 浦 祐 太	○	10	福 島 教 次 郎	○
	4	中 原 伸 也	○	12	簀 根 正 一	○

会 議 録 署 名 議 員	7 番	牛 尾 博 文	8 番	日 高 学
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	山 根 啓 史	健康福祉課長	志 村 幸 恵
	教 育 長	阿 川 俊 治	産業振興課長	行 田 将 士
	総務課長	中 原 輝 文	美郷バレー課長	安 田 亮
	企画推進課長	永 妻 孝 司	建設課長	三 上 智 央
	情報・未来技術戦略課長	佐 竹 一 輝	大和事務所長	吉 村 猛
	活気あふれる町づくり課長	石 田 圭 司	教育課長	旭 林 修 範
	会計課長	森 原 健 次		
職務により議会に出席した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和 8 年美郷町議会第 1 回定例会議事日程 (第 5 号)

令和 8 年 3 月 1 3 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	行政報告
3	一般質問
4	委員会審査報告及び質疑
5	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第 1 号 美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 2 号 美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3 号 美郷町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 4 号 美郷町公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 5 号 美郷町集会所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 6 号 美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 7 号 美郷町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

議案第 8 号 美郷町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 10 号 美郷町UIターン者定住支援住宅条例を廃止する条例の制定について

議案第 11 号 美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第 12 号 令和 8 年度美郷町一般会計予算

議案第 13 号 令和 8 年度君谷診療所特別会計予算

議案第 14 号 令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計予算

議案第 15 号 令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第 16 号 令和 8 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 17 号 令和 8 年度美郷町簡易水道事業会計予算

議案第 18 号 令和 8 年度美郷町下水道事業会計予算

【一般事件案】

議案第 19 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 20 号 美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について

議案第 21 号 辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 26 号 町道路線の認定について

議案第 27 号 工事請負契約の締結について

	議案第 2 8 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 議案第 2 9 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
6	追加議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【一般事件案】 議案第 3 7 号 美郷町教育委員会教育長の任命について 【予算案】 議案第 3 8 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算（第 7 号）
7	発委の上程、説明、質疑、討論及び表決 発委第 1 号 竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書
8	委員会の継続審査調査付託

(開 会 午 前 10時18分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番・牛尾議員、8番・日高議員を指名いたします。

日程第2、行政報告を議題といたします。町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、2点ご報告をさせていただきます。

1点目は、職員の退職、採用予定についてです。3月末の退職予定者は3人、4月の新規採用職員は4人を予定しています。

2点目の工事発注状況につきましては、11月下旬から2月下旬までの状況をタブレットに配信しております。以上で報告を終わります。

●原議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第3、一般質問を行います。

通告7までの一般質問が終了しておりますので、

本日は、通告8から、通告10までの一般質問を行います。

通告8、2番・瀬古議員。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

皆さんおはようございます。本日は傍聴に朝早くからこれだけの皆さんに来ていただいて、誠にありがとうございます。そして、この時間までお待たせいたしましたことを誠に申し訳ございません。先ほど、9時半ごろ停電がございました。明るかった議場がいきなり暗くなってびっくりしましたが、自分の一般質問は、しっかり明るく美郷町の未来につながる一般質問にしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。まず初めに、3月7日に大和中学校、邑智中学校で卒業式が執り行われました。私は、邑智中学校の卒業式に参加しましたが、率直に、非常に感動的な卒業式だったと感じております。昨日、教育長の答弁にもございましたが、3年生全員そろっての卒業式は、本当に感無量でした。この卒業式に参加し、将来、この美郷町に卒業生が帰ってきて幸せに暮らせる町であるよう尽くしたいと改めて決意をいたしました。今後の町の発展へ

の思いもしっかり載せて、今回の一般質問に臨みます。まず初めに、賑わい創出事業についてです。本事業の核となる飲食店テナントについて伺います。計画では、1階にレストラン、蕎麦屋、2階にカフェの計3店舗を誘致するとしています。町の特産品である三瓶在来蕎麦の提供や、ファミリー層、観光客の取り込みといった狙いは、十分に理解できます。ですが、人口減少が続く本町において、最初から業種を限定的に固定してしまうことは、継続性という観点から、失敗のリスクを高めてしまうのではないかと心配しております。すいません。質問の途中ですが、ここから質問状に記載されています、町自ら分析したから始まる一文は、私の記載ミスになります。この場で訂正してお詫びいたします。続けます。22億もの総事業費を投じる以上、行政の考えだけではなく、住民や市場のニーズを柔軟に取り込める体制が必要だと考えます。1、なぜ3業種に限定したのか。なぜ、レストラン、そば屋、カフェという組合せなのか。その具体的なマーケットリサーチの結果を伺います。町民の食生活のニーズや、観光客の推定動線に基づいた客観的なデータがあれば、教えてください。2、既存店との競合リスクについて、近隣にはまたたび、モグ、そら豆、福田といった人気店が既に存在します。さらに、3月2日にユートピアレストラン部分に、たまりば邑がオープンいたしました。これに新たな3店舗が加わることで、商店街全体で、限られたパイを奪い合う結果にならないか。既存店への影響評価をどう行っているのか、伺います。3番目、柔軟なテナント構成への転換について、蕎麦屋やバリ料理といった特定のカテゴリーに限定せず、より広い飲食サービス業として公募を行うべきではないでしょうか。意欲ある事業者が、自らのビジネスモデルを、自由に提案できる余地を残すべきだと考えております。4、空室リスクへの備え、令和8年4月から、公募を開始するとしていますが、もし応募がなかった場合でも、空きスペースのままオープンするのか、その際のプランBの有無を伺います。続きまして、町のAI活用について伺います。人口減少と少子高齢化が加速する中、本町においても、職員数の確保は年々厳しさを増しています。一方で、住民ニーズは多様化し、防災、福祉、子育て支援など、行政が担うべき役割は、より複雑になっています。こうした中、国においては、2025年にAI法が成立し、自治体にもAI施策の策定、実施が責務として規定されました。また、総務省の自治体におけるAI活用導入ガイドブックも第4版へと改訂され、生成AIにおける業務効率化は、もはや選択肢ではなく、自治体存続のための必須基盤となります。美郷町が、今後も、住民サービスを維持し、職員が人間にしかできない対面業務や企画業務に注力するためには、AIをもう1人の優秀な職員として活用する必要があると考えます。1、現在のAI活用の状況について、本町では、これまでAIを活用した鳥獣害対策や、教育ICT化に先駆的に取り組んできましたが、現在の役場内部の事務執行におけるAIの導入状況を伺います。以上が、私の一般質問になります。どうぞよろしくお願いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それではまず、瀬古議員の最初のご質問、賑わい創出事業のテナントについてにお答えをいたします。本事業におけます拠点施設は、様々な機能を複合的に配置することで、施設全体としての集客力を高め、事業の持続性を確保する複合型商業施設として整備をするものです。その中でも、飲食店は、集客力の高さや住民ニーズの大きさから、本施

設にとって必要不可欠な機能であると認識をしております。この飲食店機能に関する4点のご質問につきまして、順にご説明をいたします。なお、これから、ご説明申し上げます内容は、これまで何回か行いました全員協議会や一般質問、初当選議員勉強会等におきまして、議員の皆様にご説明してまいりました内容と、重複する部分が多々ございますが、あらかじめご了承ください。まず1点目、なぜ3業種に限定をしたのかというご質問についてです。本施設におけます飲食店の役割につきましては、これまで、美郷町は、極端に飲食店が少ない環境にあり、町民の皆様の外食ニーズのほとんどが町外へ流出しておりました。本施設がその受皿となることで、まずは、町民の皆様の生活基盤の向上に寄与することを第1の目的としております。それと同時に、ロードサイドへ新たに複数の飲食店を配置することで、先ほどおっしゃられました飲食店またたびさんなどの既存店も含めた飲食店の集積化を図りたいと思います。これにより、お店を選ぶ楽しみや、通りの賑わいを生み出し、町内外から幅広い年代の顧客を引き寄せ、施設全体の集客力を向上をさせる役割を担っております。具体的な3店舗の構成につきましては、それぞれに明確な特徴を持たせています。一つ目は、小さなお子様からお年寄りまでが、昼も夜の楽しめる食堂あるいはレストラン。二つ目は、町の魅力ある食材である美郷産三瓶在来蕎麦も提供する蕎麦店、三つ目は、ドリンク類や軽食などを提供し、テイクアウトも可能なカフェを想定をしております。昨日の松浦議員への、ご答弁でも申し上げましたとおり、これまで、町民や事業者の皆様から様々なご意見を伺いながら事業を進めてまいりました。これら3業種の飲食機能は、皆様のお声をもとに策定した基本構想の段階から、一貫して計画に盛り込んできたものです。世代を問わず町民全員が楽しめること。美郷町の産品を使った農業振興にも寄与すること。未就学児向け屋内遊戯施設などの他の機能との親和性が高いこと。こうした観点を踏まえ、現在の基本設計へと反映をさせております。次に、2点目の飲食店との競合リスクについて、ご説明をいたします。これは、先ほども述べましたように、既存店と新規店舗の集積化により、これまで町内にはなかった新たな消費を呼び込むことを狙いとしております。ご懸念されるような限られたパイ、すなわち現在の先細りとなっている町内消費だけをターゲットにして奪い合うという考えではございません。具体的な集客要素や、それに基づく集客戦略につきましては、今後、順次決定をさせていただきますテナント事業者が決まり次第、町と事業者が一体となって、施設全体の課題として検討を進めてまいりたいと思います。続いて、3点目の柔軟なテナント構成への転換についてです。町といたしましては、あくまで飲食業の誘致を強い考えを持って実現していく考えであります。したがって、現時点において、飲食業以外のサービス業等の誘致、あるいは転換する考えはございません。最後に、4点目のご質問につきましても、現在において空き室が発生することのないよう、町として最大限テナントの誘致活動に注力をしてまいる所存です。今後も、本事業につきましては、昨日の松浦議員への答弁のとおり、事業の進捗状況などをできるだけ幅広く周知をし、町民の皆様のご期待にこたえ、また、ご不安を払拭できるよう着実に事業を推し進めてまいりたいと思います。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

2番です。お答えいただきありがとうございます。まず初めにですね、今回のこの賑

わい創出事業は、総額 22 億という大金を導入いたします。総額 22 億という大金の性質上ですね。絶対に失敗できない事業であると考えております。私も、もしこの事業が、走り出すとなれば、絶対に成功してほしいと思っています。美郷町の将来にとってあしかせになることだけは、絶対に避けたいと思っています。この事業が確実に、美郷町の支えとなるように、議論をしていきたいと考えております。まず初めに、町内になかった新たな消費を呼び込むという狙いがありました。全体のパイを増やす。町内、町外今まであったパイをより大きなものにするというお考えだったと思いますが、どのぐらいパイを増やしたいと思っているか、お答えいただけたらと思います

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今のご質問にお答えをしたいと思います。パイをどれぐらい増やすかというふうなご質問でございますけども、これは今の全員協議会の資料でもあります飲食店に限りますと、もうこれが、美郷町では県内でも最下位、ほぼ最下位の位置しております。これが、県平均まで、実際、この部分を増やすとしますと、約 10 店舗分の相当分にはいかないと、県平均までにはいきません。今の現段階でも、この県平均をまだ下回ってますので、最低でも、ここの県平均ところまでは、パイ増やしてもいいのかなというふうには思っております。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

はい、県平均まで増やしたいということだと思いますが、既存の飲食店がある中、新たに 3 つの飲食店を増やすということは、全体のパイの奪い合いにはならないというお考えでよろしいですか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

今おっしゃられるとおりですね、この既存店で、パイを奪い合うというふうな考えは持っておりません。以上です。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

2 番です。はい、お答えいただきありがとうございます。全体のパイは奪い合いにはならないというお考えだと思いますが、ちょっと飲食店の経営のイメージについて、ちょっと、一緒にお話できたらなと思っています。飲食店の経営はですね、基本的には 8 割、売上げの 8 割が常連客によって持たられるというお話があります。その中で、この三つの飲食店がですね、本当にやっていけるのかどうかというところは私は心配しております。飲食店の売上げの 8 割を常連客で、達成するっていうことは、現在、美郷町におられる住民の方が、その飲食店の 3 つの経営を支えていくということになりますが、

その辺りを踏まえて、本当に3つの飲食店でやっていけるのかどうか、ちょっとお考えをお聞かせください。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

今、瀬古議員がおっしゃった飲食店、常連客が8割いないといけないという前提というのは、私どもはそれは承知は、8割がないと成り立っていかないというような前提が、私どもそれは承知はしておりませんで、その件に関してお答えはできないと思っております。ただ飲食店、先ほど課長が言いましたように、全協の資料の中でもお答えをさせていただきました。今、町内の消費の飲食店ほぼ95%が外へ出ているということの、商工会等の調査がございましたので、やはり、そこは取り戻せる、取戻していきたいというふうに思っていますので、そうしたところでは常連の方も、増やしていけるんじゃないかなというふうに考えております。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

はい、お答えいただきありがとうございます。95%の町外外食需要とあります。それはどの時間帯のお話になるかなと思います。平日でのお話か、週末でのお話か、ちょっとその辺りを教えていただけたらと思います。平日も合わせて95%なのか、休日も合わせて95%なのか。すいません。よろしくお願いします。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

これは、商工会の令和3年度だったと思います。この調査結果を元にしたデータでございますので、この内容詳しくですね、日中、平日なのか、休日なのかっていうところまでではなく、全体としてという捉え方にはなるとと思います。細かく、そこまで分析したものはなかったように承知をしております。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

平日と週末と分からないということだったんと思います。ですが、この95%というのは、恐らく週末の話じゃないかなと考えています。平日で見ると、町内の皆さんは、またたびであつたりとか、そら豆であつたりとか、既存の店によく言っておられるんじゃないかなって感じがします。で、令和3年に、この新事業が立ち上がった時は、この美郷町にまたたびとか、モグさんもございましたので、飲食店が必要だという話は分かるんですけど、今の美郷町民さんのニーズに、この飲食店の3つが合致しているのか、ちょっとお伺いしたいです。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

先ほどもちょっとお答えをさせていただきましたが、これはあくまでも県平均の飲食店の数、人口当たりの飲食店数をベースに考えておりますけども、それを見ますと、まだ、今現状、またたびさんであるとか、モグさんそういった新店舗がオープンした中でも、町内においては飲食店数はまだ少ないというふうに承知をしております。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

2番です。先ほどにちょっと少し戻ってしまうんですけど、飲食店のちょっと経営のスタイルというか、そこら辺について、お伺いしたいと思います。飲食店は、先ほどお伝えしたんですけど、2割の常連客が売上げの8割をつくるという原則があります。なので、平日の売上げというのが、かなり、この店自体の継続性について考えると、重要になってくると考えております。この事業の3つの飲食店の継続性を考えた時に、美郷町民さんのパイというのが、この3つの飲食店の売上げにかなり寄与するというか、その売上げがないと、その店は続けていけないと考えております。そういったところにおいて、この3つの飲食店を置くリスクというところを、どう評価されてるか、お伺いしたいです。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

以前から、全員協議会ですとか、勉強会ですとか、そういったところで毎回同じ資料、データを使わせていただいております。ご承知おきいただいていると思いますが、令和3年の時点ですけども、島根県内の19市町村の飲食店舗の数、人口千人当たりの飲食店舗の数、これが県平均で4.54店です。千人当たり4.54飲食店がございます。これに對しまして、美郷町は1.86店でございます。これは、県内19市町村の中で、18番目、最下位が知夫村さんですので、特殊な離島ということを勘案しますと、極端に飲食店の数が少ない、そういうふうな町なんだと思います。町民の皆さんどうされてるかという、町外の飲食店に行かれるか、ご自宅で食べられるか、それが平日の行動、土日もしゃもしれませんけども、ということになってるんだと思います。一方、令和3年度に行われました美郷町商工会のアンケート、町民の消費アンケートの調査によりますと、外食の95パーセントが町外、5パーセントが町内という実績がありますので、100人いらっしゃったら、95人が外食する場合は、町外で食べられていると、こういうふうなデータを、以前からお示しさせていただいております。ですので、先ほど来、課長とか副町長がご説明させていただきましたように、外食を食べるところが、極端に少ない町で、かつ、最近では、またたびさんですと、たまりば邑さんですとか、オープンしておりますけども、先ほど申し上げました県平均の4.54と、千人当たり4.54店舗まで行くには、10店舗増えれば、やっと県の平均、実は、お隣の川本町さんは5.88で県内第4

位なんですね。美郷町から見てみると、大体3倍から4倍ぐらいの飲食店の数がございます。これは歴史的に見ても、川本町というのは、様々な役所が集まっていたりという町でございましたので、飲食店の数が、もともと多い町だったんだと思います。ですので、美郷町だけを足元を見て考えますと、今ある状況を是として考えれば、限られたパイの取り合いっていうふうな考え方も出てくるかかもしれませんけども、今申し上げましたように、県内で見ても極端に飲食店の数が少ない、そういうふうな町に慣れているので、そういうふうな発想が出てくると思うんですけども、町民の皆さんのアンケートを取りますと、やはり気軽に行ける外食というふうなニーズというのは非常に高いと思っております。これは、賑わい創出事業を検討する過程におきましては、例えば検討委員会ですとか、あるいはパブリックコメントですとか、こういったところで、また粕湊連合自治会からの要望ですとか、いろんなところで皆様方のご意見いただきましたけども、外食のニーズというのは必ず入っております。そういう意味では、今ある今置かれてる状況っていうことをベースにして考えるのではなくて、明らかに今町民の飲食の環境が著しく劣ってるもんですから、これは少なくとも町民生活を支える上では、飲食店というのは充実させるべきだというふうに思います。それともう一つは、とはいえ、美郷町の人口は今4000人を切ったところです。毎年100人ぐらいの方が、人口減になっています。高齢者、高齢化率が48%台の町ですので、やはりお亡くなりになる方が多いです。100人から120人、毎年亡くなられます。一方生まれてくる子どもが10人から20人、さっ引きますと、大体100人前後、人口が減ります。そうすると今4000人弱の人口が、10年後には3000人弱になるんですね。そうすると、今の常連が云々という話よりも、人口そのものの減少によって、パイは小さくなっていくんですね、町民だけを相手にしてると。今申し上げましたように、町民の今の困ってらっしゃるニーズを少しでも満たすことができるかっていうところと、もう1個維持していくためには、町外からも食べに来ていただく。あるいはこの施設の他のお店でもお金を落としていただくというのを同時にやっていくことによって、この施設のテナントも、商売が継続して成り立っていくことができるんだと思います。ですので、町民のためにも、町民のために10年後、15年後も町民の飲食の環境、買物環境を維持するためにも、外から人に来てもらわないといけない。そういう意味で言えば、今、またたびさんの例が出ましたけども、私も、たまに使わせていただきますけども、知らない顔の方が結構いらっしゃるんで、体感としては多分半分ぐらいは町外の方じゃないかなというふうに思っているんですけども、そういうふうな魅力のある外からも人が呼べるような、そういうふうな飲食店を、ここに誘致をすることによって、売上げも継続できて、商売が継続できて、これが結果として、町民の飲食環境、買物環境が将来にわたっても確保できると。そういうふうなことになるんじゃないいうふうに思っております。長くなりましたが、数字として見ますと、今申し上げたような形になります。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

2番です。県内の平均に比べて、町内の飲食店の数が少ないということで、お答えいただきましたが、そもそも、ちょっと美郷町と先ほど川本町と美郷町比べられましたが、基本、美郷町ってすごく広くないですか。旧邑智町、旧大和村があって、基本的にこの

賑わい創出事業のパイというのは、どっちかというと、邑智側の方のパイになるんじゃないかなと思います。となると考えるとですね、美郷町の方の県平均に対しての美郷町民の店舗が多い少ないっていう話は、もうちょっとこう範囲を絞って考えると、この商圈の範囲を絞って考える必要があるのではないかと考えます。先ほど町長がおっしゃった美郷町の人口は毎年100人減っています。自分も毎回この計報の連絡が来るのはすごく悲しく感じているところなんです、将来に渡って、町の人口が減っていくっていうことは、飲食店においても、やっぱりこの限られたパイを奪い合うことに、やっぱりなると考えてますので、その将来の人口減少を踏まえた飲食店に減らしていくほうが賑わい創出事業の飲食店の経営リスクについては、適切に取れるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

最初にご質問のあった、エリアが邑智地域の方が主になるんじゃないかというお話ですけれども、この事業そもそも邑智地域だけを対象、ターゲットとしている事業でございません。当初からお話を申し上げておりますので、大和地域の方も含めて来ていただけるような施設づくりを進めていくというふうに考えておりますので、邑智地域だけをターゲットにして、それが成り立つかどうかという考えは持っておりません。それと現状ですね、今の現状であればですね、赤字、人口が減っていく中で、そうした来客者数も減ってくるということでございますけれども、やっぱりその辺を踏まえて先ほど町長申しましたように魅力のある施設、魅力のあるテナント誘致していくのを考えていく中でですね、どこが入ってくるかということも大きな問題であると思います。本当に魅力のあるおいしいお店が入られるとですね、やっぱり、町民の方はもちろん、町外の方からですね、町外からもたくさん来ていただけたらと思ってますので、それを考えてですね、私どもも、瀬古議員、当初、最初に冒頭おっしゃいました、失敗はできないものだと考えております。私どももそのように考えておりますので、そういった考えで進めております。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

2番です。先ほど、住民さんからのニーズに飲食店が多くあったと回答がありました、が、実際、どのような形で住民さんのニーズが、飲食店であるというふうに決められたのか。よろしくお願いします。飲食店を3店舗に入れられるということで、その根拠となる住民さんのニーズのところがあったと思います。住民さんのニーズが、飲食店だということの、ちょっと根拠部分をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

正式に、全員住民さんアンケートを取ったわけではございません。これは最初のです

ね構想の検討委員会の中での意見としてですね。多数ありました。子育て世帯が集えてご飯を食べれる場所、ゆったりと過ごせる場所というような意見等ですね、ソバも食べる場所、地元のソバが食べれる場所というような意見があったということでございます。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

令和3年度の検討委員会の段階でということでしたが、先ほど最初にもお伝えしたとおり令和3年の段階では、現在あるまたたびさんであったりとか、モグさんであったりというのが、なかった状況だと思います。その部分の住民さんのニーズの令和3年度時点でのニーズと、現在での、令和8年のニーズというのは、明らかに変わっているのではないかと思います。自分がこの賑わい創出事業のことを、町民さんに聞いて回ると、やはり、この賑わいというのはすごく楽しみにしているんですけど、やはり町民さんが求められているのは、利便性のところだと思います。飲食店3つあってっていうのは、個人的にもすごく楽しみなんですけど、やはりこの事業が継続していくためには、町民さんに使い続けてもらわなければいけないと考えます。飲食店3つではなく、例えば1つとかに減らして、町民さんが、よく言われるのがドラッグストアだったりとか、生活必需品の辺りであったりとか、よく言われるんですけど、その辺りもうちょっと柔軟に検討していただけないでしょうか。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

住民さんの意見としてですね、ドラッグストアであるとか、日用品のお店っていうのは、十分承知をしております。検討委員会の中でもそのように出てまいりました。それで、もちろん色々な交渉、テナントの交渉をさせていただく中でですね、今現在、スーパー部門については、Aコープさんということで、ご協力をいただけるということになりました。それを踏まえてですね、新たに、先ほど町長答弁で申しましたように、飲食店をサービス業に転換をするという考えは今のところはございません。また、この施設だけではなくてですね、例えば粕湊の本通り沿いにはですね、空いた土地といいます、か空き店舗等もまだございます。そうしたところもですね、ぜひ、そうしたサービス業とかですね、出店をされるご希望があればですね、うちのほうも、そういった補助事業等も用意してございますので、積極的にそこはお勧めをしながらですね、この施設だけではございませんので、町全体ということを考えて進めていきたいと思っております。

●原議長

2番、瀬古委員。

●瀬古議員

答弁ありがとうございます。ここから提案になるんですが、例えば、4月から飲食店のテナントの公募がございます。町が提案する3業種、まずは、優先しつつもですね、募集開始から一定期間が経過しても応募がない、あるいは条件に合わない場合は、即座に別の業種への転換もご検討いただけたらと思いますが、例えば何カ月テナントの応募

がなければ、考えを切り替えるといった案はございますか。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

先ほど言いましたように、現時点では、他の業種に転換をするということは考えておりません。今ご質問あったようにですね、募集開始して、何カ月経った時点でっていうのも、今の時点では持ち合わせておりませんし、答弁で申しましたように、より良い店舗、魅力のある店舗が入っていただけるように、まずは、しっかりとした誘致といいですか、そういうことを今進めてまいりたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

少し、戻りまして、お話いたしますと、旧邑智、旧大和のお話がありました。これはまた違う消費調査なんですけども、大和の住民の皆様方、日常買物をする場所、実は第1は粕湊なんです。もちろん三次とか、いろんなところあります。トータルで数字で出してみますとそういうふうなこともありますので、町の中心地に出ていくとなると、邑智、大和という区分けはもちろんありますけども、やはり中心地としては、粕湊と、そこでまた外食のニーズというのも満たすことができるんじゃないかなと思っております。それと先ほどまたたびさんが、令和3年以降で出てこられたということなんですけども、先ほどのデータを申し上げますと、千人当たりの飲食店の店舗数が、美郷町令和3年時点で1.86店でございました。県平均が4.54でございます。そうすると、2.7店舗ぐらいなんです。1000人当たり。これは実数にして10店舗飲食店が増えれば、やっとな県の平均並みなんです。今おっしゃったのはまたたび1店舗、今度、たまりば邑、2店舗増えているので、18位が17位になったかぐらいなので、やはり横の比較をしますと、他の市町と比べても、かなり、飲食店の数としては、圧倒的に少ないというのは、今現状でも変わらないというふうに思っております。それで、ドラッグストアの件なんですけども、大変高いニーズがあるというふうに思っております。今回メインテナントとしましては、Aコープさん、それと、JA島根さんが、かなり、産直市のところもバックアップをしていただいて、食育とかそういったことも積極的に行っていただけていることにはなっておりますけども、このメインテナントにつきまして、もう一つ言えば、今あるAコープ邑智支店の場所が空きますので、ここに、農業用資材ですとか生活関連用品ですとか、こういったものを取り扱ってもらえないかというのは、こちら側からもお話をさせていただいて、全てではなくても、ドラッグストアが扱ってるような、そういうふうな商品をJAさんとして責任持って、ある程度、店を出してやっていきたいと思います。ということで、こちらからのリクエストとして、そこはやっていただけることにはなっております。それとドラッグストアの件なんですけども、このメインテナントを、JAさん、Aコープさん等を決めさせていただくまでには、様々な業態と水面下で交渉もしてまいりました。スーパーマーケットでいえば、5店舗、6店舗ぐらいの会社さん、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニ、複数のところといろんな接触をしてまいりました。1番厳しいのがドラッグストアです。これは全国チェーン店で薄利多売でや

ってる状態ですので、一定程度の商圈がないと、店を出すことはできません。一定の規模と一定の商圈、ちょっとうろ覚えで、余り数字を言うのは、申し訳ありませんけども、一般的に、ドラッグストアとか、ホームセンターの商圈人口は、7000 人から 1 万人はないといけないと思います。例えば川本の道の駅の近くに、ドラッグストア、ホームセンターありますけども、川本町の人口だけではなくて邑南町ですとか、あるいは、261 号を通る方々のニーズを合わせますと、今言ったような恐らく 1 万人ぐらいの商圈が見込めるんだと思います。それが今、美郷町のここにドラッグストアを出してくれればいいんですけど、欲しいのはわかります。欲しいのはわかりますけれども、じゃどこが出てくれるか。それとこの飲食店の 3 つの広さを考えますと、100 平米が二つ、大ざっぱに言いますと。それと 2 階のカフェ部分が、15 平米ぐらいですので、100 平米のドラッグストアってほぼ、多分、大きさとしてはないと思うんですね。ですので、ニーズ側から、瀬古議員おっしゃってると思うんですけども、ニーズ側にとっても店として 100 平米、30 坪っていう広さのドラッグストアって、ほぼ難しい。ここで利益を出し続けるのも難しいですし、そもそも商圈として、美郷町内にドラッグストアとか、ホームセンターを出すというところは、水面下で交渉しましてかなり厳しい。場合によっては、接触してすぐ断られたようなケースもありますので、あればいいというのと、実際、具体的にそれができるかというところは、また別に考えていただければよろしいんじゃないかというふうに思います。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

はい、お答えいただきありがとうございます。ドラッグストア商圈的に難しいというお話でしたが、自分先日ですね、ローソンの説明会にちょっと行ってまいりまして、ローソンっていろんな業態があります。ナチュラルローソン、で 100 均が入っているローソン 100、その中に、ヘルスケアローソンというのがございます。ヘルスケアローソンの特徴としては、ローソンの中に、ドラッグストアの要素が入っている。例えば、全体の面積を 10 としたら、2 割ぐらいのところに、ドラッグストアの売場を入れる。これ、販売員、免許がある販売員がいれば、営業可能ということでした。で、ナチュラルローソンとかローソン 100 は島根県では無理なんだそうです。ですけど、ヘルスケアローソンは、雲南町に 1 店舗あるみたいです。例えば、もし 4 月からの飲食店の 3 つのテナント、これ無理、無理というか、一定程度、募集をして、もし、募集がなければ、ちょっと柔軟に考えていただいて、例えば、テナントにローソン入れていただいて、そのローソンの一角を、ヘルスケアローソンみたいな形にすると、住民さんのニーズも捉えられて、なおかつ飲食店も入ってというところで、非常に住民さんが使いやすいものになるんじゃないかなと思います。で、ドラッグストアは商圈的に、ちょっと厳しいとおっしゃってましたが、やはり考え方をもうちょっと広く持てば、もしかしたらできるかもしれないって自分は考えてますので、その辺りも柔軟に考えていただいて、ご検討いただけたらと思います。で、今回私が飲食店テナントの柔軟性を強く訴えたのは、やはり、冒頭に申し上げましたとおり、今回卒業した生徒たち、未来、この美郷町を使っただく子どもたちがしっかり帰ってくる場所になるというのを目標としています。この事業が、冒頭、申し上げましたが、将来の町の重荷になるのか、それとも支えになるかは、

現実に即した柔軟で賢明な判断を下せるかにかかっていると考えております。自分もできる限り協力はしたいと思っていますので、ぜひ前向きにご検討、よろしくお願いしまして、一つ目の質問を終わります。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

2つ目の質問の前に、今おっしゃられたことに対してコメント申し上げますと、ヘルスケアローソンというのを私も初めて聞きましたので、あればいいなと思うんですけども、今あるローソンにそれをコーナーをつくってもらうのが1番手っ取り早いと思うんですけど、新しい施設でないと駄目なんでしょうか。と思います。ローソン2つ出すのも、恐らく出されないと思うので、そうすると今あるローソンに、そういった機能を持ってもらうというのが、1番合理的な考え方じゃないかと思います。それと100平米しかありませんので、なかなか難しいと思います。それと副町長が、先ほど申し上げましたように、何もこの建物の中だけで賑わいをつくるわけではなくて、当然、ここの通りが賑やかになって他の店にも波及していきますので、もし、もう少し大きな空き物件があったりとか、空き地に店舗を構えたりとかというところはたくさんありますので、そういうふうなところが出てきていただけるようなところがあればですね、何もこの建物じゃなくても、どこか適地に出していただければ、町としましても、そういう出店の補助金の制度は持っておりますので、ぜひ、お話をつないでいただければと思います。それでは2点目の町役場のAI活用についてのご質問にお答えをいたします。議員のご指摘のとおり、少子高齢化が進む中、特に働き手不足の顕著な美郷町のような小規模自治体におきましては、業務におけるAIの活用は必須であるとともに、あると私も認識をしております。現在のAIの活用状況についてお答えをいたします。美郷町では、生成AIの急速な普及を受け、令和7年4月に、全国的にも極めて早い段階で、美郷町生成AI業務利用ガイドラインを策定、公開をいたしました。これは、新たな技術をやみくもに遠ざけるのではなく、リスクを正しく理解し、安全に使いこなすための指針をいち早く職員に示すことが重要であると判断したためです。業務への具体的な導入の状況ですが、単にAIという観点で言えば、以前報道でもありましたとおり、美郷町内では、河木谷排水樋門における開閉システムあるいは、獣害対策におけるAIカメラの導入といったもので幅広く、早くから業務に取り入れております。生成AIにつきましても、ガイドラインを遵守することを前提に、既に、各課の業務において活用が進んでいます。具体的には、膨大な会議録の要約や、資料づくりの補助、新規事業に向けたアイデア出しや、企画構成のブラッシュアップやチラシやポスターなどのイラストの作成、複雑な事務作業の効率化、などを多方面において、現在では、実務に組み込み始めております。なお、RPAにつきましても、現在の美郷町の人口によるデータ総数から、費用対効果が見込めないため、導入はしておりません。次に予算に関する考え方です。本町では、生成AIの導入運用に関しまして、大きな予算は計上はしておりません。その理由としましては、高価なシステムを導入すること以上に、まずは職員自身が、AI活用スキル、いわゆるAIリテラシーを高めることが最優先であると考えているからです。生成AIの活用は手段であって目的ではありません。どれほど高度な道具があっても、それを使う側の職員に何を問いかけ、どう業務に活かすかという構想力がなければ、真の効率化は

達成できないものと考えています。まずは、既存の汎用的なツールを使い倒して、職員1人ひとりが、AIを使いこなす文化これを定着させることで、コストを抑えながら、しかも、最大の効果を発揮することができるのではないかと目指しております。美郷町が小さくても、先進的な町であり続けるために、私も先頭に立ってAI活用による行政DXを強力に推進してまいりたいと思います。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

2番です。ご回答いただきありがとうございます。美郷町のAI導入は、恐らく他の市町村より、かなり進んでるんじゃないかと推察いたします。全国の自治体のデータを見ますと、生成AIを導入済みの自治体は都道府県で、51.1%、指定都市で40%、その他の市区町村では9.4%というところになっております。で、私個人といたしましても、美郷町さんにはAIの導入をしっかりと進めていただいてですね、職員さんの業務負担の部分もしっかり補助できる体制を整えていただきたいなと考えております。中原議員の質問にもございましたが、やはりAI業務、AIというのは、業務の補助をするための道具だと思っています。その部分をしっかりと強化していただくことで、中原議員がの質問にもありましたとおり挨拶等の対人業務をもっと充実させることができるのではないかと考えています。一部職員、AIを使っているかもしれませんが、AIのリテラシーについては、どのような教育をされているか、まずお答えいただけたらと思います。

●原議長

番外、情報・未来技術課長。

●佐竹情報・未来技術戦略課長

ご質問にお答えします。AIリテラシーにつきましては、先ほど町長の答弁ありましたように、実際に今現在、職員において使っている汎用の生成AIシステム等、こちらを今、職員の方は、覚えるフェイズであるというふうなところで、昨年度ですね、今年度ですか、今年度、2回ほど職員研修を行いました。一つは若手職員向けの、具体的にどうやって業務に使うかというような研修、もう一つは、管理職の研修です。この管理職の研修は、若手職員が、今AIを使うというのは、若手職員では、ある意味当たり前のような世界になってますが、どうしてもその年配、私たち管理職員についてはですね、もともとそういう文化ない時代でしたので、ただ、いつもですね、業務においては、AIを使うというのは、もう頻繁的になってきているので、いかにそのリスクをどう判断するか、そういったところを知識として知っておく必要がありますので、そういったところで管理職研修も行いました。計2回行っています。以上です。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

はい、今ですお答えいただきありがとうございます。汎用AIとありましたが、具体的にどのAIを使っておられますか。

●原議長

番外、情報・未来技術戦略課長。

●佐竹情報・未来技術戦略課長

汎用 AI のシステムでございますが、一応先ほど町長からありましたガイドラインには、当初チャット GPT を基準に、後ですね、チャット GPT 以外にも、都度都度、情報・未来戦略課のほうに届出がありましたものについて許可をしております。具体には、チャット GPT、ジェミニ、コパイロット、そのほかクロードとかいろいろ使ってる職員あるんですが、一応はですね、ある程度柔軟に、それこそ自由に使ってもらうようにはしてますんで、そんな感じでございます。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

お答えいただきありがとうございます。先ほど、チャット GPT、ジェミニ、クロード最近クロードよく聞く名前ではあります。これらの AI は、恐らく、無料版の AI で、文書生成に特化したものだと思っています。で、AI を真に使いこなそうとすると、やはり有料版の AI が、かなり性能がいいと思っています。実際自分も有料版を使っているの、その制度の違いは認識しているところではありますが、有料の AI を、今現在、町は使っておられますか。

●原議長

番外、情報・未来技術戦略課長。

●佐竹情報・未来技術戦略課長

有料の AI につきましては、グーグルのワークスペースの有料アカウントを各課に割り振って、一応アカウントを取ってますので、そちら、ジェミニプロが使えるという状況でございます。その他にですね、各課において、都度都度単発で有料 AI とってるところもあるんですけど、ちょっと細かいところまでは把握はしてないんですが、当課におきましては、チャット GPT 有料版も一応契約はしております。以上です。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

2 番です。お答えいただきありがとうございます。有料版幾つか取り入れられてる、導入されているということでしたが、昨今ですね、生成 AI とは別にエージェント AI というところが、流行り出してるというか、もう企業ではかなり導入が進んでいると思います。よく最近ニュースであるのはクロードですね、BtoB では、クロードが 1 番有用だと、現在有用だということは、よく言われています。ジェミニの方もかなり有用だということは聞いてますが、例えば、エージェント AI のほうの導入を検討されているというのはございますか。

●原議長

番外、情報・未来技術戦略課長。

●佐竹情報・未来技術戦略課長

エージェント AI につきましては、実は一部、業務のほうに取り入れております。ただですね、エージェントいわゆる自律型の AI ですが、エージェント AI につきましては、ちょっと自治体業務で使うに当たっては、かなり色々気をつけないといけないことが、ございます。ちょっと細かいお話ですが、企業等でエイジェント AI を使う場合は、大体この昨今ですね、いろんな業務がクラウド上で行う業務というのは、ご存じだと思うんですけど、ある意味、エージェント AI を導入しやすい環境ではありますが、自治体業務というのは、どうしても LGWAN 環境という、閉じたという状況の中で、かつ、その自前で個人情報膨大な個人情報あるものをファイルサーバーに置きつつですね。ローカルで作業することがどうしても多くなります。そうするとですね、エージェント AI をローカルに導入すると、いろんな権限を気をつけて持たせないといけないというふうな注意点がありますので、全庁的に本格的には導入をしておりません。ただですね、情報・未来技術戦略課の方で、いろいろ、クラウドの業務今増えてきておりますので、そういったところで、先ほど話ありましたクラウドのほうも、職員の方導入して使っております。ただ、全庁的にはちょっとまだこれからかなというふうなところでございます。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

はい、2 番です。お答えいただきありがとうございます。自分 8 月から議員として、この役場によく出入りするんですけど、やはり、夜遅くなった時に、いつも残っておられる方と、早めに帰られてる方、恐らく課とかでも業務によって、差があると思います。で、先ほどちょっと、オフラインでの運用は、まだ現時点ではエージェント AI が難しいという話だったんですけど、業務が多い職員の方にこの有料の AI を、もちろん、導入できる部分と導入できない部分あると思いますが、積極的に導入していただいて職員の方の負担の軽減をしていただくとですね、住民サービスの向上にもつながると考えています。なので、これからも、積極的に AI の研究、または導入をご検討いただきますようお願いして、自分の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

●原議長

瀬古議員の質問が終わりました。

ここで 11 時 30 分まで休憩といたします。

(休 憩 午 前 1 1 時 2 2 分)

(再 開 午 前 1 1 時 3 0 分)

●原議長

会議を再開いたします。

若干予定時間が遅れていますが、藤原議員の一般質問を行いますけれども、12 時 30 分までを予定としております。ご了解いただきたいと思います。

それでは、通告 9 番、11 番・藤原修治議員。

●原議長

11 番、藤原修治議員。

●藤原修治議員

11 番、藤原でございます。午前中最後となりましたけど、12 時前でプレッシャーを感じておりますけど、めげずにやりたいと思っております。先般、町長のほうから、施政方針あるいは令和 8 年度の予算案を示されました。それを受けまして、私の方からは、2 項目ばかり、議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきたいと思えます。まず 1 点目は学校給食への支援についてということでありまして。本年 4 月より、国からは学校給食の抜本的な負担軽減として、小学校の給食費に児童 1 人あたり月額 5200 円を上限として、公費負担が予定されております。美郷町の学校給食は、地元食材をふんだんに使った栄養化の高い特色のある内容であり、そのため、国基準を 1300 円以上上回る給食が提供されております。今回、子どもたちの成長に直接的に影響する給食の質にこだわり続けるため、保護者負担としてこれまでの 1 食当たり 200 円から 40 円と大幅に引下げ、その超過分を町と保護者が双方で負担するという令和 8 年度予算案が示されました。私は給食の質を守り、子どもたちの食べ物を大切にする心を育てること、またそして保護者が給食に関心を持ち続けていられる環境を残すことも大切だと考え、保護者負担を伴う本予算を支持するものであります。そこで、以下について伺いをいたしたいと思えます。まず第 1 点、国の基準を変える分について、町と保護者の双方負担とした理由をお伺いいたします。2 点目としまして、保護者負担を残す意義をどう考えておられますでしょうか。3 点目としまして、今後の給食の質と地産地消をどのように維持していくのか、お聞かせください。2 項目でございます。2 項目は子ども未来応援金について、ということでお伺いをしたいと思えます。本町の美郷町子ども未来応援金は、学ぶ意欲がある若者を応援する返還不要の給付型奨学金制度として、経済的理由により進学を断念することのないよう若者の夢に向かって挑戦できる環境づくりに大きく貢献しているものと認識しております。本制度は、ふるさと納税応援金の財源とし、受給者が社会に出た後に、可能な範囲でふるさと納税という形で、次の世代を応援する言わば支援の循環を理念とした大変意義深い取り組みであります。このたび、2 月の美郷町広報において、本制度を利用された方が、社会人となり、ふるさと納税として寄付をされたという記事を拝見いたしました。制度の理念が形となり、好循環が生まれた象徴的なでき事であり、大変うれしく感じております。そこで伺いをいたします。まず 1 点目、本制度のこれまでの利用者数や給付総額をお伺いいたします。また、これまでの実績をどのように評価しておられるのか、お聞かせください。2 点目としまして本制度は、ふるさと納税を財源としておりますが、寄付額は、社会経済状況や制度改正の影響を受けやすい側面もあります。今後も安定的に制度を継続していくための財源確保や、継続可能性についてどのような見通しをお持ちでしょうか、お示しください。3 点目としまして、本制度は、単なる経済的支援にとどまらず、美郷町で育った若者が社会で活躍し、再びふるさと応援するという支援循環の仕組みですが、今後、受給者との継続的なつながりや関係人口の創出などにどのように結びつけていくお考えか、町の展望をお聞かせください。以上 2 項目、よろしくお願いをいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは藤原修治議員の学校給食への支援についてのご質問にお答えをいたします。令和8年度の美郷町学校給食に関する基本方針にご賛同いただきまして、ありがとうございます。美郷町としましては、学校給食は、子どもたちの健康や身体の成長を支援する上で、非常に重要な要素だと考えております。美郷町は、県内第1位となる副食費を確保し、地元の食材をふんだんに使った美郷町ならではの特色ある給食を提供させていただいており、今後も、給食の質にこだわっていく考えです。1点目の国の基準を超える分について、町と保護者の双方負担とした理由についてお答えをいたします。国においては、学校給食費の抜本的軽減として、来年度4月以降、小学校給食費に月5200円の支援を予定をされています。令和7年度、町内の小学校では、月額6529円で給食を提供していますので、国の支援を1300円以上上回ることになります。今後も給食の質にこだわり続けるためには、国の支援消化分につきましては、保護者の皆様方にも一定の負担をお願いさせていただくことといたしました。保護者負担を月額700円とさせていただき、これまでの月額3473円から大幅に引下げたいと思います。2点目の保護者負担を残す意義をどう考えておられますか、についてお答えします。学校給食法第11条第2項では、給食費は、保護者負担であるとされています。これは、保護者が一定の負担をすることで、給食の重要性を保護者が再認識していただく機会となるものと考えます。そして、保護者が給食に対して関心を持ち続けることで、子どもたちにも、食への理解や関心が高まるものと考えます。また、学校と家庭との連携が強化されることも期待をされます。このように、保護者の負担を残すことは、食育や農育という観点においても意義があるものと考えております。3点目、今後の給食の質と地産地消をどのように維持していくのかについてお答えをいたします。町としましては、今後とも、質にこだわった給食を提供していきたいと考えております。また、地元の農産物を積極的に活用する地産地消にも、引き続き取り組んでまいりたいと思います。給食の質の維持につきましては、学校給食法に基づき、栄養士や調理師と連携をし、栄養バランスのとれた食事を提供することが、まずは基本となります。その上で、季節ごとの新鮮な野菜や、ジビエ等を含めた地元食材を活用した特色あるメニューの開発を行い、子どもたちが楽しんで食べられるような工夫を心がけてまいりたいと思います。次に、地産地消の推進についてですが、地域の農産物を給食に取り入れることは、地元の農業者を支援するとともに、子どもたちに農業の重要性や、地域の食文化を伝える重要な取り組みであると考えています。町では、地元の農家との連携を深め、地場産物を積極的に使用する取り組みを今後とも進めてまいりたいと思います。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

給食費のことについて、お伺いいたしました。まず最初にですね、ちょっと現状の確認をしておきたいと思います。小学生の児童さん、あるいは中学校の生徒さんの給食に係る数ですね。それをちょっと確認したいと思いますので、お答えください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。小学校の児童数、現在 146 名、中学校の生徒数は 107 名、計 253 名となっております。以上です。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

253 名ですか。結構な数ですね。それで、この中には子どもさんの中にはですね、負担を求めない要保護あるいは準要保護のお子さんもおられるんじゃないかと思います。そういった方々の給食提供の数、あるいは先生方ですね。先生方も等しく給食を召し上がっておられると思いますけど、先生方の数、この辺ちょっと確認しておきたいと思います。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。現在の小中学校の要保護、準要保護の児童生徒数でございますが、こちらの児童生徒数は、現在、42 名となっております。まず、この 42 名の児童生徒さんにつきましては、現在の制度上は、就学援助費の町の支給実施要綱に基づきまして、給食費をそれぞれ学期ごとに就学援助費として支給をしております。また、2 点目のお尋ねでございますが、町内の教職員の数でございます。現在、美郷町内小中学校には、計 56 名の教職員、先生方いらっしゃる状況です。以上です。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

56 人ということ、先生言われました。ということはですね、253 人プラス 56 で 300 食以上ということになるわけですね。それで、先生方ですね、負担ですけど、かつては、私の記憶ではですね、子どもさん方と同じ負担率で食べられておったように思うんですけど、最近は、自己負担になつてくると思うんですけど、ちょっと確認したいと思います。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お尋ねの件でございますが、現在の学校給食費、教職員の皆様方の給食費の取扱いは、実費をいただいております現状です。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

はい。確認をいたしました。実費徴収ということで、その方が良いと思っております。それで、このことを結構ですね、新聞報道で1月、2月状況が報道されてましたけど、県内ですね、郡内あるいは県内のこの無償化に向けての、無償化という、小学校のね、この無償化に向けての各町村の取組み状況いろいろばらばらだと思うんですけど、大体、負担金を求めるほうが多いんか、あるいは、もう5200円ですか。その範囲の中で、無償化でいくのか、あるいは若干町が上乗せしてですね、完璧な無償化するのか、美郷の場合はですね、もう劇的に下げて40円負担にしたんですけど、その辺の状況を把握しておられればお知らせください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。先般、島根県のほうで取りまとめをされました。これが3月4日時点での県集約、県内19市町の状況でございます。まず、保護者負担を求める市町といたしましては、4市町、残りの15市町につきましては、保護者負担を求めないという集計結果、県内の状況を情報提供をいただいております。以上です。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

完全無償化のほうが多いということなんですね。我が町は、負担を求めるという方針でいかれとる訳でありまして、私は、その方が絶対いいと思っております。それで、答弁の中でですね、県内で1番の副食費を誇っていると、言われましたよね。何をもって副食費が1番という根拠になっとるわけですか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。この、副食費、県内第1位ということでございます。これも島根県のほうが、毎年度、9月1日時点での、19市町、各市町村の小学校と中学校の学校給食費、この実態調査の方を行っておられます。その中で、副食費が、学校給食費の1食当たり何円を占めているのかという実額を報告をすることとなっております。その毎年度の9月1日時点での小学校中学校1食当たりの副食費の単価の結果、美郷町が県内第1位という状況でございます。以上です。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

食の質ということの中で、ちょっとお聞きしましたけど、県内1位ということで本当に立派な給食だと思います。それで、この評価ですね、先生に聞くのが1番いいと思うんですよ。先生いろんな学校ね、渡り歩いて色々食べておられますんでね、美郷に来た

ら何と良かったなあという感想が漏れておるのか、あるいは、その辺のところですね、もう先生に聞かれたほうが1番、もうずばり評価だと思います。今年4月異動がありますが、行った先で、しょぼいなあというコメントが出るかもしれないし、その辺ところ、先生方の評価を聞かれとったらお聞かせください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

美郷町内においていただいた学校の先生方の学校給食費に関する評価というお尋ねでございます。他市町との直接的な表現は、比較表現は控えさせていただければというふうに思っておりますが、ただ、はっきり言えることは、美郷町の学校給食は、非常に質が高いという評価はいただいております。また、もろもろ猪鹿蝶給食ですとか、ふるさと肉つきり給食ですとか、美郷もみじ等々、ジビエを活用した食材、そして、毎月の地元食材をふんだんに使った学校給食の提供といったこと、また、卒業時には、バイキング給食といった形で、小学校中学校の卒業をしていく子どもたちを、給食、食を通じて見送っていく、そういったことも、特色ある取組みの一つというふうに伺っております。そのような声一つ一つをお聞きをしますと、美郷町、本町の学校給食は、非常に高い評価をいただいているものというふうに受け止めております。以上です。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

すばらしいお話を聞きましてですね、本当に良かったと思います。食の質ですね、質もいいんだけど、今言われたようにですねジビエであるとか、いろんな仕掛けをしてですね、楽しい給食ということで、考えられとるということで大変結構なことではなからうかと思います。ぜひとも継続的にですね、今、物価が上がっておりますけど、頑張っておりますね、継続的に提供をよろしくお願いしたと思います。それで、食の質ということの中でですね、子どもさん方の中には、アレルギーを持っておられる方もおられるんじゃないかと思いますが、その方々に対する対処は、どのような対処をされておられますでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。本町の学校給食におけますアレルギー対応ということでございますが、本年中に、8月でございますけれども、美郷町学校給食における食物アレルギー対応ガイドラインといったものを策定をさせていただきました。このガイドラインの内容といたしましては、現行の学校給食におけるアレルギー対応に準じた取扱いということになっておりますですが、最近、非常に児童生徒さんの中には、アレルギー症状、心配されるケースというのが増えてきております。そういった、アレルギー学校給食への食材の献立メニューにおける食材という部分で、今回、ガイドラインを改めて制定をさせていただき、適切な対応に努めておるというところでございます。以上となります。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

アレルギー対応を適切にやっておられることで安心しました。もう一つですね、食の質という面で、農薬とかですね、あるいは食品添加物、あるいはですね、遺伝子組替えをした食品であるとか、そういった使用も控えていただきたいと、私は思っとなるわけでもありますけど、そういった食の安全性ですね、安全性に対する考えは、どのような考えを持っておられますでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

議員お尋ねの食の安全性という部分での、現在の本町での取組みにつきましてお答えをさせていただきます。農薬でありましたりですとか、食品添加物等々あるところ、私自身も認識をしております。そういった中において、やはり学校給食の食の安全性を担保する、そのためには、国が定めています学校給食衛生管理基準という名称だったと思うんですが、こちらに基づいた適切な衛生管理を行っていくというのが、まず、大前提になってこようかと思っています。ですので、食品の購入等に際しましても、実際、食に本来必要ない添加物であったりだとか、保存料ですか、そういったものも使用しないといったことが、その基準の中に謳ってあります。ですので、現在、学校給食の食材として、調達をしていますその食材等については、この衛生管理基準に基づいて、適切な対応ができていているという現状でございます。あわせて、議員からも、お尋ねをいただいておりますが、地産地消という部分、これは、やはり食の安全性について、大変重要な役割を担っているものだと、私自身認識をしております。具体的には、農家の方、生産者の方の顔の見える関係づくりであったりだとか、その食材を給食センターまで届ける輸送距離が短かったりだとか、そういった部分で、食の鮮度を保ったりですとか、そういった部分で、数々の地産地消においてもメリットがある、そういった部分で、美郷町の学校給食の食の安全性を担保しているというのが現状でございます。以上です。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

今地産地消ということを言われました。先般ですね、包括連携協定、結ばれましたね。A コープさん、あるいは JA さん、町ね、その中で、各 3 者が担うべく役割というのはね、定められました。その中で、JA さんはですね、農産物の生産体制を強化する、生産体制の強化ですね。それから、集荷を効率的に行う。そして、賑わい産直の中で運営をするということで、地産地消の維持にですね、非常にこれから貢献されるということで、非常に期待をしております。いい協定を結ばれたと思います。それで、地元食材使用率、地産地消ですね、そのパーセンテージ、簡単でいいです。ちょっと、何割ぐらい使っておるか、お答えください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。こちら、令和7年度の県のこちらにも調査結果の取りまとめによります数値です。地場産物の美郷町の使用割合、こちらは、80%強という7年度の数値でございます。以上です。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

80%ということで、非常に高い率を占めるということで、ぜひともこれをですね、維持していただきいと思っております。それで、答弁の中でですね、食育や食農の観点から意義があるというようなことも、食農という言葉が出たんですね。余りこれ聞かんのですけど、食農とはどういったことをいうわけでしょうか。簡単でいいです。お答えください。食農じゃない。食育があつて農育ですね。すいません。間違えました。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

議員お尋ねの農育でございます。この農育というものは、農業体験、また、生産現場、生産者の皆さん方との関わりを通じて命の尊さであったりですとか、また、食への感謝、理解、そういったこと、また他には、具体的に生き物に触れてみたり、そして土に触れてみたりと、そういった体から伝わってくる感覚、五感といえましょう。そういったものを通じてですね、やはり最終的には子どもの心身の健やかな成長ですとか、食への理解を深めていくための教育であるというふうに考えております。以上です。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

農育という言葉はちょっと聞きなれなかったんでお聞きしました。それでこの度、小学校ですね、小学校のことなんですけど、これに合わせて予算書を見るとですね、中学生も1食220円が今度は180円ね、下げられます。結構なことだと思いますけども、いずれはですね、国の方もですね、義務教育同じようにですね、小学校と同じような施策を打ち出してくるんじゃないかと思いますが、何か国の動向をつかんでおられたら、もう2年先だよ、もう3年先だよとか、ありましたら、お答えください。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。中学校、学校給食費に対する国等からの支援でございます。現在、県等から、特段、具体的な情報提供はないという状況ではございます。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

はい。了解しました。時間がなくなってまいりました。いずれにしましてもですね、このたびの改正で40円にしましたね。1カ月700円足らずなんですね、年で言っても7000円。12カ月かけると7000円足らずということで、保護者の負担がきついなということではなくて、劇的に下げられましたんで、私は保護者さんの方から文句は出ないと思います。それとやっぱり食に関わることですね、全く丸投げじゃなくて負担金を伴ってですね、関わっていただくことこそ重要と考えますんで、結構な予算ではなかったかと思います。いずれにしましても、子どもたちがですね、質の高い給食を通してですね、健やかに育っていただければということをお願いまして、1項目、終わります。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは2点目の子ども未来応援金についてのご質問にお答えをいたします。美郷町子ども未来応援金は、美郷町に生まれ育った子どもたちが、経済的な理由から、大学などへの進学を断念したり、奨学金の返済に苦しむことがないよう未来を担う美郷町の子どもたちの可能性を最大限に広げることを目的としています。その効果は、単なる子どもの進学費用の助成という直接的な経済支援にとどまらず、安心をして美郷町で子どもを産み育てられる環境づくりにもつながるものと考えています。1点目の本制度のこれまでの利用者数や給付総額と、これまでの実績をどのように評価しているのかについてお答えをします。給付が始まりました令和5年度から令和7年度までの3年間で、合計78名の生徒、学生がこの制度を利用し、給付総額は5994万円となりました。今年度は、初めて、高等教育を卒業し、社会人となる方が出る年となりました。その中のお1人から、早速、ふるさと納税をいただき、その内容は広報みさと2月号に掲載をされております。その方からは、応援金のおかげで、アルバイトに追われることなく、学業、就職、試験に専念することができました。また、美郷町に支えられているという実感が日々頑張る原動力となりました。と、大変うれしいコメントをいただいております。また、給付を受けられてます保護者の方々からは、物価高騰が続く中で、返還不要の支援は、家計にとって非常に大きな助けとなっているとの声もたくさん寄せられております。2点目、ふるさと納税を財源としているが、今後も安定的に制度を維持していくための財源確保策や、持続可能性についての見通しにお答えをいたします。子ども未来応援金の財源となるふるさと納税の状況を申し上げます。ふるさと納税をしていただく際に、寄付者に、使い道をご指定をいただいております。この使い道のうち、子ども未来応援基金の目的と直接合致しますのが、2番の子どもたちの健全育成等次世代育成に関する事業、9番の美郷町長に一任する及びこれは一般のふるさと納税ではありませんが、企業版ふるさと納税という形で、企業からいただいているふるさと納税の中で、企業さんから、子ども未来応援金として使ってくれというふうに指定をいただいているようなものもありますので、こういったものを財源としております。具体的な寄付の実績といたしましては、令和5年度には、給付が972万3000円に對しまして、寄付額が3090万7000円。令和6年度では、給付額が2088万円に對して、寄付額が2720万6000円。2年連続ではプラスにはなっております。ただ、毎年学年が増えていきますので、1年目は1学年だけな

んですけど、そして令和7年度では、まだ寄付額のところは締めておりませんが、給付の見込額は、そうですね。2934万円となっております。これに対しまして子ども未来応援金の対象となる年度ごとの子どもの数については、令和8年度に最多となる人数になる見込みです。令和8年度には、4学年分の学生がそろそろ初めての年になります。95名程度の受給者を見込んでおりまして、来年度当初予算には、その予算として3996万円を計上させていただいております。これまでのふるさと納税等の寄付額の実績を考慮いたしますと、これからしばらくの間は、積立てている基金等から取崩していく必要があります。先ほど説明いたしました、余った使えるお金を基金に積立てておりまして、これまで1億1262万円を基金に積立てております。そして、先ほど申し上げました、使い道2と9以外にも、使い道の1番、若者定住促進と雇用の場の創出という項目も活用できるというふうに判断しておりまして、こちらが4671万3000円ございます。これを合わせますと、基金残高等は合計約1億6000万円ございます。ですので、当面の間は十分賄える見込みです。なお、今後の見通しとしましては、子ども未来応援金の受給者数は、先ほど申し上げましたように令和8年度がピーク、その後、令和11年度までは、高止まりをした後、徐々に減少していくというふうな見込みでございます。このような状況から考えましても、ふるさと納税によって得られる財源確保に基づく子ども未来応援金制度は、現在のところ持続可能であるというふうに判断をしております。3点目の、今後、受給者との継続的なつながりづくりや、関係人口の創出などに、どのように結びつけていく考えか、についてお答えをいたします。美郷町で生まれ育った子どもたちが社会に出て、どの程度町外にお住まいになってるかというのを示す直接的なデータはございません。そこで住民基本台帳をもとにしまして推計を行いました。2016年の13歳から17歳の人口と、10年経った後の2026年の23歳から27歳までの人口を比較したところ、170人いらっしゃったのが85人に半減をしております。この85人の中には、外から引っ越しをしてこられた転入者も含まれておりますので、少なくとも美郷町の子どもの半分以上は、町外、県外に居住をされているものと推測をいたします。このような状況を踏まえまして、議員がおっしゃられますとおり、町外にお住まいの受給者の皆さんと継続的につながり、滞在人口や活動人口になっていただくことは、町の将来のために非常に重要であると考えています。そのためには、2つのポイントがあると思います。1つ目は、ふるさと美郷を思う気持ち、美郷町とつながり続けたい、町に何か貢献したい、後輩に何か貢献したい、といった気持ちを醸成し、また、それを持ち続けていただくということです。2つ目は、昨今の個人情報保護法とかの社会状況を見ますと、すぐに切れてしまうようなところもありますので、継続してつながる仕組みとか仕掛けというのが重要ではないかと考えております。子ども未来応援金につきましては、応援金申込みの際に、町の公式LINEから入っていただく、そこで申込みをしていただくということになっておりますので、必ずお友達登録をしていただいております。そのため町の公式LINEを通じて、受給者の皆さんとつながっていただける状況になっておりますので、町から情報提供ができるような仕組みとなっております。こうした仕組みを活用いたしまして、町のトピックスやイベント情報などを定期的に継続的にお届けすることなどを行っていきたいというふうに思います。またお届けする内容につきましても、通り1遍のものではなく、例えば、後輩たちが部活動などで活躍しているというふうな情報であるとか、地域での行事の様子など、身近に感じられる話題を提供するなど、工

夫をしてまいりたいと考えております。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

子ども未来応援金について、お伺いをしました。ご質問の中でも私触れましたけど、みさとの広報紙ですね、これ2月号来ましてですね。楽しみにペラペラとめくっておいましてですね、なんとここに、こういった記事ですね、出ておいましてね。これねえ、読ましていただいて、私ものすごく感激しました。等々出たかという感じで、それで今のお答えの中にも、保護者の受給された対象者のコメント、あるいは保護者さんのコメント載っておりまして、本当に良かったなと思います。この制度の理念がですね、もう形になって動き出したというね、本当にね、記念すべきみさとと。2月号ではなかろうかと思っておりますんで、良かったと思います。それで、受給者の方のコメントあるいは保護者方のコメント、その制度の形が理念になったということに対してですね、町長大変うれしいと思うんですけど、どう評価されますか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

広報を見まして、私も涙が出るぐらい本当に感激をいたしまして、あれは、こちらから要請したりしたものではなくて、純粹にこういうことを書いてきていただいて、掲載をしておりますので、本当に純粹にこういう気持ちを持っていただけなのは、大変うれしく思っております。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

私、この質問を作るときにですね。やっぱりちょっと、これだけじゃいけないということで、ちょっと話を伺いに行きました。行ってね、本当にいろいろコメントいただきましたけど、本当にね、本当に喜んでおられました。この制度は非常に助かったと。子育て世帯にとっては、本当にありがたい制度だということであります。それから、娘さん返礼品何を求めんさったんですかといったら、米だったそうです。これも助かったと。来年からですね、ずっとふるさと納税をやると。その方が絶対得ですんでね。いうコメントもいただきました。私、やっぱり偉かったのは、その保護者さんだと思うんですよ。そういう娘さんにですね、アドバイスをして行動していただいたという、その保護者の方もすばらしいという思いでですね、話を聞かせていただいて、この質問につなげたようなことでもあります。それで、こういった制度ですね、返還を求めない給付型の制度ですけど、全国的にですね、こういった循環させる給付という例は非常に珍しいと思うんですけど、これうまくいくとですね、美郷町初でね、全国の自治体が真似てくるような気もするんですけど、全国にこういった例はありますでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。全ての市町の情報が頭の中に入っているわけではございませんので、その点をお断りをさせていただいた上での答弁となりますですが、美郷町の子ども未来応援金のように、全ての高等機関に進学をされる子どもさんについて、返還不要の奨学金、給付金を給付する事例というのは、まず、全国的にもないというふうに私自身理解をしております。昨今では、ふるさと納税の中でもですね、ガバメントクラウドファンディングといったような特定の事業にご賛同いただける方に寄付を募り、その集まってきた寄付をもとに、子供たちを支援をしていくといったような取組みというのは、ふるさと納税のポータルサイト等も見er中で出てきておりますが、それは、やはりその時に対しての支援という内容であろうというふうに私は見ておりまして、この美郷町独自の循環型の支援といった制度設計といったものは、全国的にも、美郷町のみではないかというふうに認識をしております。以上です。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

非常にいい話であります。本当に美郷町が全国に誇れるものになっていったほしい、循環していったほしいという願いを持っております。それで、ふるさと納税が原資ですんで、これ令和6年度の昨年の資料なんですけど、がんばれ美郷町寄付金がですね、令和6年度末では2億600万であります。令和7年度では、幾らぐらいになりそうでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。6年度決算の基金の残高、そこに、令和7年度のふるさと納税等が基金として、積立てられることになろうかと思っております。ただ、7年度中にふるさと納税をいただきましたところから、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、7年度の給付見込額といったものもございしますので、2番の子どもたちの健全育成等次世代育成に係る部分と、9番項目の町長に一任をする、そこの各項目から取崩しをさせていただいて、最終的な7年度基金の決算を迎えるということになろうかと、ふるさと納税、失礼いたしました。子ども未来応援金については、そういった取扱いになろうかと思っております。以上です。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

私ね、ふるさと納税が幾らあって、そのうちから、子どもたちの健全育成部門あるいは町長に一任しますという部門が、今度は、子ども未来応援金の分に回るわけなんですけど、その比率をちょっとお聞かせしたいんですよ。ふるさと納税幾らか、いつも毎年あるわけなんですけど、その中から、町長一任あるいは子どもの支援に回してくださいよというね、比率、アバウトでいいです。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

議員のご質問にお答えをいたします。令和6年度の数字になりますけども、この今の子ども未来応援金に使われる部分の、子どもたちの健全育成の部分と、町長一任というふうなところですね、寄付額の内訳にはなりますが、すいません。アバウトなところなんですけども、合計で、この部分がですね、令和6年度の数字で言いますと約1800万円あります。ですので、全体の比率で言いますと、令和6年度の寄付額が3500万でございまして、約半分というふうなところの計算になろうかと思えます。以上です。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

ちょっとデータを調べてみるとね、大体そのぐらいの数字になるやに思います。本当にね、子どもたちの健全育成のために使ってくださいよという思いあるわけですけど、その方たちがですね、健全育成に使ってくださいよと言われとる方々が、中学校を出た子どもさんでなければ駄目ですよという認識を得て納税されとるのか、全く知らずに納税されとるのか、どんな状況でしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

はい、お答えをいたします。実際、ふるさと納税、その2番項目等を指定をされて、ご寄付をいただく方々が、その子ども未来応援金の対象者像を理解をして、というところかどうかというお尋ねかと思えます。子ども未来応援金を主管しております教育委員会といたしましては、その子ども未来応援金の制度等につきましては、町のホームページにも掲げさせていただいており、例えば1例を申し上げますと、その対象者といったところで、町内の中学校卒業した方ですよと言ったようなことも、子ども未来応援金の制度を周知をする中では、当然、ご説明をしているという状況はございます。ただ、ふるさと納税をいただく皆さん方が、そこまで、町の子ども未来応援金の制度そのものをしっかりとごらんいただいて納税をいただいているのかどうか、その裏づけというのは、残念ながら、お答えするだけの材料が持ち合わせておりません。以上となります。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

それを認識してふるさと納税をして子どもたちのために使ってくださいよ。それは、中学生は駄目ですよというところまでの認識を持ってされてるかどうか分からないということなんですけど、町長、この間、中学校の卒業式一緒にしましたね。この中学校卒業生を対象に入れて出てくださいよというお願いを若干した覚えがあるんですけど、その後ですね、子どもたちを目の前にしましてね、瀬古議員がね、感激したと言われましてけども、私も本当に感激しました。それで最後にですね、校歌を歌いました。「佐比

売山雲間に晴れて学ぶなり春のみとせを」ということでね、青春の3年間しっかり学ぼうというメッセージでありまして、それ歌いながらですね、ここの場所にいない子たちは、ふるさと納税じゃないわ、子ども未来応援金の対象にならないんだな。ある意味ちょっとね、納得したところがあるんですよ。やっぱり線引きする上においてはね、校歌を知らない子どもたちですね、他所に行った子ね、中学校の校歌を知らない。我々はね、この年になっても、あの校歌と一緒に歌えたんですね。邑智中学校出ておられない子どもさんは、校歌は当然歌うことができません。そういったことの中で、ある程度の線引きはやっぱり必要なのかなという思いを持ったわけでありまして、ありますけど、やはり、例外規定というのもありますんでね、また考えていただきたいと思いをもちましたので、ちょっとこれお願いなんですけど、要望しておきたいと思います。時間がなくなっちゃいました。町長、いつもですね、第1回定例会、施政方針述べられて予算を提示されますけど、政方針ですね、毎年ね、心に残る言葉をね、うまい具合にね、最後に出されるんですよ。去年は、上杉鷹山ね、「なせば成るなさねば成らぬ何事も成らぬは・・・」ちょっと、もうそれ以上言いません。それで今年ですね。今年は、「私たちは、過去を変えることはできないけど、未来を創り出すことができる」と、こう述べられて、カヌーのね、この先のあれを例えて、もう突き進んでいこうということを言われてね、ああいい言葉を今年もまた残されたなと思いました。未来を創り出すことができるんですよ。その支援を応援金はしてるわけです。ここへですね、やっぱり邑智中学校、出ていなくてもね。等しくチャンスを与えて上げようじゃありませんか。私はそう思うんですけど。もう時間がありません。最後コメントを少しいただきたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。藤原議員、おっしゃってる趣旨としましては、美郷町中学校出身者でなくても、他の市町に小学校出て中学校を卒業、他の市町の子も子ども未来応援金の対象としてはどうかという趣旨だと思います。昨年の9月の定例議会で中原議員から同様の趣旨、投げかけもいただいております。おっしゃられますように、例えば部活動のすぐれた指導者ですとか、練習環境を求めて、あるいは美郷町の中学校にはない部活動を求めて、町外の中学校に進学しているという子どもたちが一定数いるということにつきまして私も承知しております。もちろん私としましては町外に進学した子どもたちの努力や成果を最大限応援したいという気持ちは全く同じでございます。この給付対象を、どういうふうに定義するかということかと思っております。今、整理しておりますのは、義務教育期間、これは美郷町立になりますので、町として直接、子どもの教育を行うのが小学校、中学校という9年間だというふうに理解しておりますので、そういった観点から美郷町の子どもの定義をしたときには、美郷町で義務教育を終了したものという整理をいたしまして、今、運用はしております。もう1つはですね親御さんもしくは本人が受給を切るときに、美郷町民になっていること、この2つを要件にしております。今のお話は、中学校卒業してなくても例えば小学校卒業したとか、町内ですね、あるいは、親御さんが今町内に住んでるというようなところで適用したらどうかというところの適応の拡大のお話じゃないかなというふうに思っております。今、即答でそうしますというところは申し上げられませんけども、前回、中原議員から、今回、

藤原議員からも問題提起をいただきましたので、しっかり受け止めさせていただきまして、今後の検討材料というふうにさせていただければと思います。以上です。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

ありがとうございました。質問をこれで終わりたいと思います。

●原議長

藤原治議員の質問が終わりました。

ここで、午後 13 時 10 分まで休憩いたします。

(休 憩 午 後 12 時 33 分)

(再 開 午 後 1 時 10 分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告 10、6 番・勝田議員。

●原議長

6 番、勝田議員。

●勝田議員

失礼します。6 番、勝田です。本例議会の最後の登壇となりますが、よろしく願いいたします。君谷内田地区に建設計画の産業廃棄物最終処分場計画反対運動を始めて、約 1 年が来ようとしています。今、地元では、新しい事業者が段階に入りつつ中、入り始まりつつある中、町民の皆さんが皆様方に最も関心の高い町における産廃事業者の株式取得の真意を問うということで、をテーマに、町長に質問いたします。町長におかれましては、12 月議会の冒頭、産廃建設企業ミダックホールディングスの株を 3 万株取得するとの表明をされました。表明後、新聞各社の記事にも掲載され、株主総会という最高の意思決定機関で、議案そのものを提出できるのは、発言力として極めて大きい。地域住民に寄り添った株主として、会社側にしっかり意見を言う。物言う株主として関わっていくとのことでした。その後、君谷地区の代表の皆様方、別府地区の代表の皆様方と意見交換を行いました。最終的には、町長の方針を支持する答えにはなりましたが、株や株主提案権などの話は、専門的であり、一般町民にはわかりづらい点が多いのも正直なところだと思います。また、町民の皆様方からも、同様な意見が私の耳にも届いております。改めて、町民の質問などを踏まえて、6 項目について質問いたします。専門的な分野でもあり、難しいところもあるでしょうが、できるだけ町民にわかりやすい答弁をしてください。1 つ目として、株式の取得に関して、1、なぜ株式を取得して、株主になろうとするのか。2、株主になることは、その会社に加担し応援することだという人がいるが、どう考えれば、良いのか。3、100 株でも議案提出ができると、会社法に書いてあるが、3 万株も買い付ける必要があるのか。また、株主提案権は、少数株主の権利と言われるが、どのような意味なり位置づけなのか。4、法令上や公益性の観点から、地方公共団体が株式を取得するということに問題はないのか。5、他の地方公共

団体で、上場企業の株式を取得したり、株主提案をしている例はあるのか。6、株主になって、会社にどんな働きかけをしようとしているのか。また、どのぐらいの影響力、プレッシャーをかけられるかをお聞きしたい。2つ目として、町内の特定地域の問題であるかどうかについて質問いたします。いずれにせよ、今、1番大事なことは、いかにして、産廃建設を阻止することであって、そのために、手段があるのであれば、いかなる手を使ってでも阻止したい。地元としては、わらをもつかむ思いです。この問題は、君谷別府地区だけではなく町全体の問題としての趣旨も大事かと思います。町としてのイメージダウン、風評被害、遮水シートの破損による水質汚染、土砂災害、大気汚染、多くの大型車両が通ることにより、道路補修費が大きくなるなど様々な問題が起きると想定しております。許認可が出ると止めることはできません。また一度、いち企業が開発営業されると、他の事業者を含め作りやすい、反対が少ないという点で、同類の企業が追随して開発を進めている事例が全国にたくさんあります。君谷別府地域の問題ではなく、町全体の問題であり、そのためにも、建設阻止のために、あらゆる手法で取り組まなくてはと考えております。町長は、特定地域の問題として捉えているのか。それとも、町全体の問題として捉えられているのかについてお聞きします。以上、私の質問いたします。よろしくお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、勝田議員のご質問、町による産廃事業者の株取得の真意を問うにお答えをいたします。議員がおっしゃるように、株の話は、馴染みがない方には、理解するのが難しい面があると思います。まして、ミダックホールディングスの株主になることと、産廃建設を阻止することとの関係が分かりづらい点もあるかと思います。できるだけ分かりやすいよう心がけ、事例をあげながら答弁をさせていただきたいと思います。1つ目のご質問、1点目、なぜ株式を取得して株主になろうとするのかについて申し上げます。日本における産業廃棄物処理場建設の許認可権限は都道府県にあり、仮に、住民の反対の声が強かったとしても、行政手続上は、立地自治体であったとしても、住民に寄り添って実効性のある働きかけを行う手段を事実上持っておりません。許認可手続に際して、町が意見書を出す機会が2回あります。意見書と聞くと思いつく意見を自由に記述できそれが許認可に反映されるものとイメージしがちですが、実際には、その内容は、例えば、生活用水に悪影響が出ないように注意すること程度の一般的なことに限定をされており、地域住民が訴えている建設阻止の有効打には結びつかないのが現状です。ミダックホールディングス株式取得は、いち事業者といち地域の間の問題としてなし崩しに計画が進むのを見ているのではなく、行政手続の仕組みの欠陥を乗り越え、住民の意見を尊重して、町執行部や議会が株主の立場として、会社経営陣に働きかけ、取締役会や株主、利害関係者、そして広く社会に問題を提起することを目的としています。2点目の株主になることはその会社に加担し応援することになるのではないのかについて申し上げます。株を取得して株主になる行為自体が、自動的に何らかの意味や効力を持つものではありません。株を買う動機や目的は人によって様々です。例えば、家族や友人がその会社で働いているとか、愛用している商品を製造販売をしている会社だとか、という理由であれば、その会社を応援する気持ちが含まれているかもしれません。一方で、

一般的に個人投資家で多いのは、値上がり益を期待して投資を行うケースです。もちろん、値上がり益狙いといっても、短期売買を頻繁に繰り返す人もいれば、その会社の将来の成長を重視して、じっくり長期保有を好む方もいます。こうしたことから、その会社を応援するために、株を買う人もいれば、値上がり益狙いで株を買う人もいるというのは正しいですが、逆の株を買うことが、会社を応援していることになるというのは、正しくはありません。実際今回の件は、会社の応援をするために株を買おうと言ってるわけではありませんし、取得した後、会社を応援するつもりもありません。株取得の目的は、ただ一つです。会社の持ち主である株主となって、その立場を利用して、会社経営陣に聞く耳を持たせ、働きかけを行いたいということであり、純粹に会社経営陣への働きかけの手段として考えています。3点目の100株での議案提出ができると会社法に書いてあるが、3万株も買い付ける必要があるのか、及び株主提案権は少数株主の権利と言われているが、どのような位置づけなのかについて申し上げます。本件のミダックラックホールディングス株の最少購入単位は100株であり、それにより、議決権1個を得ることができ、議案提案ができるとされていますが、そのことだけでは、効果のあるアクションをとることができません。これは、株主総会当日に出席をし、既に会社側などから出されている議案に対して、その場で、修正動議、代案を出すことができるということを意味しているだけだからです。その場合、その他、他の出席株主は、その場で初めて、修正議案の内容、理由を聞き判断することを求められます。場合によっては、議長から動議そのものを却下されるケースも考えられます。また、通常、ほとんどの株主は株主総会開催前に、議決権行使を終えているのが一般的ですので、当日行う議案提案は、有効性がほとんど認められない手段と言えます。一方、議決権300個以上、本事業案の場合は、3万株を保有する株主には、株主提案権が与えられ、これは、経営者や大株主の暴走をチェックするため、少数株主に与えられている権利と言われています。株主提案は、決算期末までに受け付けられ、提案した議案が、株主総会招集通知に記載をされ、株主総会の2週間前までに全株主に送付をされます。すなわち株主提案は、全株主に提出議案の賛否を吟味をする機会、時間的な猶予が与えられており、全株主への働きかけ、経営陣への働きかけという観点から実効性の極めて高い手段と言えます。4点目の法令上や公益性の観点から、地方公共団体が株式を取得することに問題はないのかについて申し上げます。結論から申し上げますと、株式取得にあたって、地方自治法など、法令上制約となるものではありません。実際、美郷町におきましても、以前から民間企業の株式を保有しており、また、各種団体などへの出資金の拠出も行っております。また、それらは毎年議会に提案する決算認定議案の書類、財産に関する調書にも記載をしております。公金を使って株式を購入するということの公益性につきましても、事業を計画している事業者に対して、地域の理解を得ることの重要性や、地域との共生を図る必要性を十分考慮に入れて、慎重に計画を検討することを促すという観点から、公益的な意義があるものと考えております。5点目の他の地方公共団体で上場企業の株式を取得したり、株主提案をしたりしている例はあるのかについて申し上げます。地方自治体が株式を取得し、会社経営陣に働きかけているケースは、全国でこれまでも幾つか事例がございます。代表的なのが、関西電力に対する大阪市や京都市、神戸市の例です。大阪市や京都市は、毎年のように株主提案権を行使して、株主総会に議案を提出をされています。その内容は、原発の廃止や抑制といった関西電力の原発事業推進という経営

方針の転換を図ることを目的とされています。最近の例では、令和6年に地元のJRローカル線の廃止を阻止することを目的として、JR西日本株式を買い付けた岡山県真庭市、京都府亀岡市の事例が挙げられます。株式取得費用を盛り込んだ予算案は、真庭市が令和6年3月議会で、関連予算案約1億円を議員21人が全員賛成。亀岡市は、令和6年9月議会で、関連予算案約8300万円を議員23人中20人の賛成多数で、いずれも可決をされ、その後、JR西日本株式を取得をされています。また、2010年代後半には、同様の目的で、宮崎県日南市、串間市がJR九州株式を取得をされています。このように、地方自治体が地域に深く関連する民間企業の株式を取得して、株主として住民の声を背景に企業に働きかけるという動きは、必ずしも珍しいものではありません。6点目の株主になって会社にどんな働きかけをしようとしているのか。また、どのくらいの影響力、プレッシャーをかけられるのかにつきましては、事例を交えてご説明を申し上げます。先ほどご紹介した大阪市や京都市、神戸市は、株主提案権を持つ少数株主ですが、株主提案をした議案を可決させることが直接的な目的ではなく、関西電力の執行担う経営陣や、社外取締役で構成される取締役会、全ての株主、取引先や金融機関を初めとしたステークホルダー、そして、広く社会に問題を提起することを目的として、株主提案が行われています。大阪市は、他の株主あてに、大阪市が行った株主提案に賛同するよう働きかける文章を大阪市長名で送付をしたり、市のホームページで、大阪市の原発に対する考え方を発表したりするなど、他の株主や社会に対する積極的な問題提起が行われています。京都市の保有株式割合は、発行済み株式数の1%に満たない少数であるものの、京都市から出された株主提案への賛成率が30%を大きく超えたものもあり、会社側は、少数株主であっても、株主提案に対しては真摯に耳を傾けざるを得ない状況にあります。神戸市は、過去、株主総会に、市長が自ら出席をし、経営陣に質問を行っています。また、毎年、市のホームページで、議決権行使の状況や、株主総会で行った質疑と会社側の回答について、掲載をするなど、広く社会に開示を行っています。以上のように、少数株主であっても、株主提案権があれば、会社経営陣に対して大きな働きかけを行うことができます。これらの事実からも、株主提案権は、少数株主が軽視されないための仕組みと言われていることがわかります。なお、株主提案権を行使するのは、あくまで最終手段であり、行使をしなくても、株主総会以外の場合で、会社経営陣に対話を持ちかけることも十分可能であり、株式を保有していない場合に比べ、真剣に会社側も対話に応じざるを得ないと考えられます。具体的な働きかけにつきましては、現段階では差し控えさせていただきますが、株主の立場として、地域住民の強い反対を押し切って計画を進めたときに受ける株主リスクについてと、上場会社に求められている地域との共生をどう考えるかということにつきまして、中心に働きかけていく予定です。確かに株の話は難しく、一般の町民の皆さんには、時間をかけて説明してもなかなか理解しづらい点が残るかもしれません。一方で、君谷の水と命を守る会が集められた町民の反対署名は、2538筆に登ります。町民の6割以上が反対署名をされているという事実は、極めて重く、産廃処分場建設計画に対する町民の民意は強い反対だと受け止めています。私や議員の皆さんは、直接選挙で選ばれ、町民の代表として判断することが求められています。また、大きな民意を実現するために、ありとあらゆる行動をとる責務があります。住民の理解を得るように努力をすることはもちろん必要です。しかし、住民理解が難しいことを理由に立ちどまり、有効な手立てを打たず、手をこまねくだけでは、

町民の負託にこたえることができません。現在の行政手続の枠組みでは、町は、この問題に対して、民意にこたえる有効な手段を持ち得ません。もし有効な手段があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。そうした中、当該事業会社の株式を取得し、地域住民に寄り添った株主として会社経営陣に働きかけていくという手段は、最後に残された有効な手立てだと考えています。なお、先日の新聞報道を受けて、株式を取得する狙いがよく理解できたとの声を何人もの町民の皆さんからいただいております。株式取得に関する町民理解も、一定程度進んできているものと感じています。ご理解のほどよろしくお願いいたします。続きまして2つ目のご質問、産廃処分場建設の件を、一地域の問題と捉えているのか、町全体の問題として捉えているのかについて申し上げます。先ほどの答弁でも触れましたが、私はこの問題を一地域の問題ではなく、美郷町全体の問題だと捉えております。その理由として、一つ目は、産廃最終処分場のある町というイメージダウンのダメージを町全体、広範囲に受ける点です。2つ目は、ひとたび処分場が建設をされた場合、処分場に対する反対が少ない町とみなされ、町内の他の地域で新たな処分場建設計画を誘発する可能性が高まることです。3つ目が、町財政上の負担増の問題です。計画では、処分場への進入路は、町道京覧原戸谷線からになっています。大型重量車両が頻繁に長年行き来をすると、道路の傷みが激しくなることが予想され、維持補修の頻度が高くなりますが、その費用は、町道でありますので、全額町の負担となります。大ざっぱな試算になりますが、該当する町道 1200 メートル、ここを 25 トンの大型車両が 1 日 100 台通行した場合、道路の耐用年数は約 3 年舗装の張り替えで、1 回当たり約 3000 万円の費用が発生をします。現在、町全体の道路維持補修費用として、毎年、当初予算に 2000 万円を計上をしておりますが、この試算によりますと、町全体の道路維持補修費用の半分相当を該当箇所に充て続けなければならないこととなります。なお、該当箇所を国道並みの強度の道路につくり直した場合、耐用年数は 9 年に延びますが、工事費用として、約 1 億 5000 万円程度が必要となります。株式取得にはお金がかかりますが、処分場ができれば、その何倍もの費用が発生をし、そのしわ寄せは全町に及ぶこととなります。以上のことから、このたびの問題は、美郷町全体の問題であると捉えております。

●原議長

6 番、勝田議員。

●勝田議員

実例を含め、詳しい説明ありがとうございます。これは大変申し上げにくいことかもしれないかもしれませんが、仮に取得した場合、物言う株主として、企業にプレッシャーをかけていただきたいのですが、当然、リスクも含んでいます。現在、世界情勢も厳しいものとなっております。日本経済も、どのように傾くかわかりません。株の下落や損失が起きた時、どのようにお考えか。お聞きしたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ご指摘のように、もちろん株式でございますので、変動をする資産となります。ただし、費用として、消えるわけではなく、株と資産に変わるものというふうにまずはお考

えいただきたいと思います。過去1年間のミダックホールディングス株の株価を見ますと、この1年間で高値が2394円、昨年の4月、安値が1819円、昨年の12月ということで、この程度の株価の変動というのはあり得るものだというふうに思っております。ただ、いつ、どこで、安く買うにこしたことはないですけど、そこは結果論になりますので、おっしゃるように、変動をするということは避けることはできません。しかしながら、資産として、短期で売買を繰り返すわけではありませんので、基本的には、この問題が、決着をつくまでは、買った以上は保有をすることになります。売却をしなければ、実現損は確定もいたしませんので、あくまで会社側に対して物を言う手段として、企業として消えるわけではなく、資産として持つことに変わるという認識をいただければというふうに思います。

●原議長

6番、勝田議員。

●勝田議員

確かに、先ほど町長が述べられた道路補修費の答弁に対し、私もびっくりしております。今ここで費やす金額に対し、これから、美郷町が背負ってはいかなくてはいけないであろう金額を考えれば、当然、答えは出てくると思います。今、目の前の欲にとらわれず、これからの美郷町のことも考えていく必要があるのではと考えております。私もいろいろ調べてみたところ、株式会社オリペルト代表森下伸郎氏のコラムを見つけ出すことができました。引用をさせていただきますけど、「自治体が住民の声を背負い、資本市場に乗り込む、この判断は、奇抜に見えるが、突き詰めれば、極めて日本的な制度の隙間への対応でもある。産廃処分場の設置及び営業許可の権限は県知事にあり、立地自治体である町が、公式に意見を述べられる権限は限られている。住民がいかに強くとも、町長が持つカードは驚くほど少ない。美郷町は、その構造的弱点を行政手続ではなく、株主という私法上の地位で補おうとしている。株主提案権を得れば企業と対話する場は確保できる。しかも、上場企業にとって株主総会は公開の場であり、企業と地域との共生といった論点からは無視しづらい。建設計画を直接止める力はなくとも、条件や説明責任、進め方に影響を及ぼす余地は生まれる」と書いてありました。私は全くこの考えに賛同いたします。株主提案権を取得し、企業と地域の共生といった論点から、しっかり対話してもらいたい。その点はいかがでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今、勝田議員がおっしゃられましたコラムは、私も読ませていただきました。私の狙いを的確に理解していただいて表現をしていただいているものというふうに思っております。先ほども申し上げましたが、本来であれば、行政手続上、立地自治体が処分場の建設に対して、何らかの権限なり、働きかけを行う。そういうふうなものがあってしかるべきなんですが、残念ながら、ほとんどありません。町執行部、町長としては、なすべがないというのが今の日本の法制度上の仕組みでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、町民の6割以上が反対を署名されているという事実は極めて重いものとして町長としては受け止めております。議員の皆様方も同じだと思います。

それでは、なすすべもなくこのまま処分場ができるのか、そうではなくて、ほとんど止められない中、数少ない一つの働きかけの手段として、突飛なようには見えますが、今の行政の法制度上ではできないということを、私法上の株主という立場で、何とか住民の皆さんのお気持ちを受け止め、行動することができないかというつもりで、今回は、株の取得のご提案をさせていただいております。ですので、コラムで書かれているということにつきましては、私も全く同感でございます。

●原議長

6 番、勝田議員。

●勝田議員

ありがとうございます。先日、3 月 11 日の朝刊で、島根大学の関耕平教授が、この問題を取上げていただきました。そこには問題定義として、重要な取組みである。意義は高いと評価されていました。その上で、基礎自治体に権限がない。産業廃棄物行政の根本的な問題と、産業廃棄物を都市から地方へ広域的に移動して処分する構造的な問題を照らし出していると指摘されていました。まさにそのとおりだと思います。なぜ、一自治体が住民の声を正面から反映できる制度設計になっていないのか。自治体が株主になる時代が来たのではなく、そうしなくても済む制度が、未だ整っていないだけだと思います。その点について、町長、お考えをお聞きしたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

私も、新聞の記事は拝見いたしました。先ほどお名前の挙がっておりました島根大学の関教授のコメントも拝見をいたしました。専門家として専門的な見地から、株を取得して、株主として働きかける意義が高いというところまで踏み込んで、ご評価をいただいておりますので、今回の目的について、私としては、理解をいただいた、専門家から理解をいただいたという点につきましては、うれしく思います。先ほど、勝田議員おっしゃられましたように、なぜ、こんな行政上の不備が残るか、私の理解では、人間が営む以上、生活あるいは経済活動を営む以上は、ごみは発生いたします。この関連する法律ができましたのは、高度成長期だというふうにお伺いしております。その当時は、急激にごみが出て何とかしなければいけない。そうなりますと、そのごみを処理をしないといけない。処分場を作らせないのでなくて、処分場を自由にと言ったら語弊があるかもしれませんが、ほとんど、そんなに大きな障壁なく処分場を作っていくという高度成長期時代の法律だと思います。これが、現在までも残っていて、だからこそ立地自治体であって、今環境の問題ですとか、様々な問題があったとしても、これに立地自治体として手も足も出せないという状況に陥っております。これを何とか住民の声、町民の声を受け止めて、打開する方法はないかということで、直接的な法律の枠組みで対応は限界があるので、違う方法で考えたいということです。少し脱線するかもしれませんが、北海道の釧路湿原にメガソーラーがたくさんできているという報道があります。こちらでもメガソーラーを建設することに対して法律上はなかなか止めることができずに、ここまでできるということでございます。当然、地方自治体の執行機関として、法律、法制度に則って事務業務を行わなければいけません。かといって、住民の意思を受け

止めて、住民の皆さんが望まれること、ここに寄り添っていくというところは、私自身は首長としての原点だと思っておりますので、何とか、こうした方法で、寄り添うことができないかということで考えております。

●原議長

6 番、勝田議員。

●勝田議員

先ほど町長からのご説明があり、十分理解したつもりです。現在、風力発電建設でもめている鳥取でも、やっと県知事や、3 町長が、経済産業省のほうに地元自治体の同意を要件とする法整備や仕組みづくりを要望しているみたいです。一方、この制度、手続の中で、町が関わるのは極めて限定的であるということを、先ほど町長の答弁からも理解できましたし、自分でも勉強してみて、よく分かったつもりです。まとめになります。が、先日、3 月 2 日に事業者であるミダックと会議をいたしました。その中でミダックが、県への事前協議を行うための準備書類の提出を 4 月中旬から下旬ぐらいになるだろうと早めました。相手企業も着々と進めております。その手続きの中で、町が県に提出する意見書には、町としての立場を踏まえた上で、生活環境の保全上の見地から、しっかりと意見を提出してもらうことを切に願っています。議会の中でも、産廃反対議連も立ち上がりました。これから近隣市町の議員にも協力を仰ぎ、産廃建設反対の機運を高めていきたいと思っております。地元連合自治会、君谷の水と命を守る会、美郷町民、議連、行政一体となって戦っていこうではありませんか。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

●原議長

勝田議員の質問が終わりました。

以上で本定例会に通告されておりました一般質問が、全て終了いたしました。

ここで、2 時 5 分まで休憩といたします。

(休 憩 午 後 1 時 5 3 分)

(再 開 午 後 2 時 0 5 分)

●原議長

傍聴席お静かにお願いします。

会議を再開いたします。

日程第 4、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託いたしました案件の審査結果報告を求めます。

初めに、総務委員長。

●旗根議員

それでは総務委員会より、委員会審査報告を申し上げます。美郷町議会議長 原 克美様。総務委員会委員長 旗根 正一。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、美郷町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。記、付託された案件。議案第 1 号、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議

案第 2 号、美郷町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 9 号、美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 10 号、美郷町 UI ターン者定住支援住宅条例を廃止する条例の制定について、議案第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、議案第 20 号、美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について、議案第 21 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、以上でございます。

●原議長

総務委員会に付託いたしました案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

総務委員長お疲れさまでした。

続きまして、教育民生委員長。

●原議長

8 番、教育民生委員長。

●日高議員

報告書を読み上げて報告とさせていただきます。美郷町議会議長 原 克美様。教育民生委員会委員長 日高 学。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。記、付託された案件。議案第 3 号、美郷町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 4 号、美郷町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 5 号、美郷町集会所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 6 号、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号、美郷町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について、議案第 8 号、美郷町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第 25 号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第 27 号、工事請負契約の締結について、議案第 28 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、議案第 29 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、以上です。

●原議長

教育民生委員会に付託しました案件の報告がありました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

教育民生委員長お疲れさまでした。

続きまして、産業建設委員長。

●原議長

5 番、産業建設委員長。

●藤原芳樹議員

産業建設委員会に付託された案件について、審査した結果を報告いたします。産業建設委員会に付託された案件は、条例案議案第 11 号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、一般事件案、議案第 23 号、公の施設の指定管理の指定について、議案第 24 号、公の施設の指定管理者の指定について、議案第 26 号、町道路線の認定についての 4 件であります。それぞれ 3 月 9 日に開催した産業建設委員会において慎重に審査を行った結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

●原議長

産業建設委員会に付託しました案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長、お疲れさまでした。

続きまして、予算決算委員長。

●原議長

10 番、予算決算委員長。

●福島議員

予算決算委員会に付託されました案件について、委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、美郷町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。議案第 12 号、令和 8 年度美郷町一般会計予算、議案第 13 号、令和 8 年度君谷診療所特別会計予算、議案第 14 号、令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計予算、議案第 15 号、令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第 16 号、令和 8 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算、第 17 号、令和 8 年度美郷町簡易水道事業会計予算、議案第 18 号、令和 8 年度美郷町上下水道事業会計予算、以上であります。なお、全ての議案全員賛成でありましたことを申し添えます。以上であります。

●原議長

予算決算委員会に付託いたしました案件の報告は終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

予算決算委員長、お疲れさまでした。

日程第 5、議案の討論及び表決を議題といたします。

初めに、議案第 1 号から議案第 29 号までの議案 29 件について、一括して討論に入ります。討論のある方は議案番号を示してからお願いをいたします。

まず、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

いずれも討論がないようですので、討論を終わります。

続きまして、採決に入ります。

議案第1号から議案第29号までの29件について順次採決を行います。これらの議案について、各委員会からは、いずれも可決とすべきとの委員長報告がございました。お諮りします。初めに、議案第1号、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに。失礼しました。初めに、議案第1号、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成ボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、美郷町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、美郷町隣保館条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は、賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、美郷町公民館条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、美郷町集会所条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成の方をボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、美郷町委員会の委員等並びに非常勤の職員に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号、美郷町特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、美郷町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、美郷町UIターン者定住支援住宅条例を廃止する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成の方を、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、美郷町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、令和 8 年度美郷町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対ボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、令和 8 年度君谷診療所特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、令和 8 年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、令和 8 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、令和 8 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、令和 8 年度美郷町簡易水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、令和 8 年度美郷町下水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

●原議長

次に、議案第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成ボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

全員賛成であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、美郷町過疎地域持続的発展計画の策定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してくだ

さい。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、辺地に係る総合整備計画の策定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成ボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第 23 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号、公の施設の指定管理者の指定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、町道路線の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成多数)

●原議長

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、工事請負契約の締結について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第 29 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、委

員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、追加議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本日、2件の追加議案が提出されました。

初めに、議案第37号の一般事件案について上程いたします。

それでは、議案第37号の提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、議案第37号、美郷町教育委員会教育長の任命につきまして、ご説明申し上げます。現教育長の阿川俊治氏から3月31日をもって退職したいとする退職願が提出をされました。阿川教育長は、令和2年4月に教育長に就任以来、美郷町の教育行政の先頭に立って精力的に取り組んでこられました。先生方からの信頼も厚く、学校と地域が連携するコミュニティースクールの仕組みづくりや、ICT教育環境整備などを積極的に進められ、また、初開催であった昨年のインターハイカヌー競技大会では、関係機関と連携して成功を収め、ジュニア・競技者の育成など、カヌーの町づくりにも積極的に取り組んで来られました。また、バリ島マス村や広島市己斐地区との子どもたちの交流や、中原芳煙氏の伝記漫画発刊や作品展など、地域の歴史文化を活かした取組みにも積極的に取り組んでこられ、町内外から高く評価をされておられる方です。そのため、慰留に努めましたが、ご本人の意思は固く、最終的に受理をすることといたしました。後任の任命につきましては、熟慮の上、今からご提案申し上げます。坂井務氏に、教育の任にぜひ当たってもらいたいと考え、提案をさせていただきました。坂井氏は美郷町出身で、町内の小学校でも長く勤務をされ、また、美郷町教育委員会で、指導主事としてこられました。その後、大田市立仁摩小学校の教頭、大和小学校の校長や、大田市で学校教育課長を務められるなど、教育行政の面でも、豊富な経験をお持ちです。現在は、大田市立仁摩小学校の校長を務めておられます。明るく朗らかな性格で、町内小・中学校勤務時から児童や保護者、先生方の信頼も大変厚く、情熱を持って、美郷町の教育振興に精力的に取り組まれ、町の教育現場も熟知をされております。様々なテーマがある教育行政に加え、急速なグローバル化や技術進歩など、世の中が大きく変わろうとしています。美郷の子どもたちには、勉学は元より、ふるさとへの愛着を持ってもらい、また、これからの時代に生きていくために必要なスキルも身につけてもらわなければなりません。難しい教育行政の舵取りが求められており、坂井氏は、その豊富なご経験やお人柄から、美郷町の教育長に、まさに適任であり、必要な方であると考えております。詳細は総務課長から説明いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

失礼いたしました。続きまして、議案第 37 号の教育長の任命について、説明申し上げます。阿川教育長のご退職に当たり、坂井務氏を新たに教育長に任命したく、町教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 7 項の規定により、任命にあたって議会の皆様の同意を求めるものです。氏名、生年月日等は、お配りしております議案のとおりです。任期につきましては、阿川教育長がご退職された後の残任期間、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 11 月 2 日までとなります。提案理由につきましては、先ほど町長が詳しく申し上げましたとおりです。ご経歴、ご知見から、坂井氏は、教育長としてまさに適任だと考えております。経歴の概要につきましては、別途配信しています参考資料をごらんくださいませ。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

●原議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第 37 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第 37 号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議案第 37 号について、原案のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 38 号の予算案について上程をいたします。

それでは、議案第 38 号の提案理由の説明を求めます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議案第 38 号、一般会計補正予算第 7 号、株式取得関連予算につきまして、ご説明を申し上げます。先ほど実施されました勝田議員による株取得の真意を問う分の一般質問に対しまして、町が株式を取得する目的や意義、効果なども詳しく答弁を申し上げておりますので、そちらもご参考いただければと思います。ミダックホールディングス株式を取得し、地域住民に寄り添った株主として、会社経営陣などに働きかけを行っていくという案につきましては、その狙いを議員の皆様、全員協議会や予算委員会などの場で繰り返しご説明をさせていただきました。今回の一般会計補正予算第 7 号の議案提出にあたり、改めて、ポイントを説明をさせていただきます。今回の株取得の目的は、一つです。会社の持ち主である株主となって、その立場を利用して、地域住民に寄り添った株主として行動し、会社経営陣に聞く耳を持たせ、働きかけを行いたいということであり、純粋に会社経営陣への働きかけの手段として考えております。3 月 3 日の予算委員会でも説明申し上げましたが、6 月の株主総会で株主提案を行うためには、株主名簿が確定される 3 月末の 6 カ月前までに株式を取得しておく必要があります。そのため、今から株式を取得しても、今年開催される株主総会には間に合いません。株主提案は、早くても翌年度の株主総会ということになり、今年 9 月までに株式を取得した場合に可能となります。一方、今年の株主総会への出席だけであれば、3 月末までに 100 株だけでも取得すれば可能となります。ミダックホールディングスは、産廃最終処分場の建設に向けた手続きを想定より早い動きを見せており、早めの実効性ある行動を起こすことが何よりも重要です。本年度の補正予算に全額を計上し、一部予算執行を行った上で、来年度に繰越をすれば、本来実行したいことが達成できるため、株取得関連の予算を、今年度の補正予算に一本化をさせていただきました。株の取得、株主としての権利などは、専門的で理解が難しい面がありますので、これまでいただきました主な疑問や質問に対しまして、ご説明を申し上げることで、議案の趣旨の理解をいただくとともに、議案提出の理由とさせていただきたいと思います。まず一つ目に、地方公共団体が株式を取得し、株主となることについて問題はないのかという点について、ご説明いたします。結論から申し上げますと、株式取得に当あって地方自治法など、法令上制約となるものはありません。実際、美郷町におきましても、以前から民間企業の株式、具体的には、株式会社山陰中央新報社の株式の保有や、各種、企業、団体などへの出資金の拠出を行っております。公金を使って株式を購入するということの公益性につきましては、事業を計画しているミダックホールディングスに対しまして、地域の理解を得ることの重要性や、地域との共生を図る必要性を十分考慮に入れて、慎重に計画を検討することを促すという観点から、広域的な意義があるものと考えております。また、全国でも前例がないというご認識をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、そうではありません。地方自治体が株式を取得し、会社経営陣に働きかけているケースは、全国でこれまでも幾つか事例があります。代表的なのが、関西電力に対する大阪市や京都市、神戸市の例です。大阪市や京都市は、毎年のように株主提案権を行使して、株主総会に議案を提出されています。その内容は、原発の廃止や抑制といった関西電力の原発事業推進という経営方針の転換を図ることが目的とされています。また、最近の例でも、令和 6 年に、地元のローカル線の廃止を阻止することを目的として、JR 西日本株式を買い付けた岡山県真庭市、京都府亀岡市の事例が挙げられます。それらの株式取得費用を盛り込んだ

予算案は、真庭市が令和6年3月議会で議員21人全員賛成で、亀岡市は、令和6年9月議会で、議員23人中20人の賛成多数でいずれも可決をされ、その後、JR西日本株式を取得をされています。また、2010年代後半には、同様の目的で、宮崎県日南市、福島市がJR九州株式を取得をされています。このように、地方自治体が地域に深く関連する民間企業の株式を取得して、株主として、住民の声を背景に、企業に働きかけるという動きは、必ずしも珍しいことではありません。2つ目に、僅かな株式数を保有して会社側に有効な働きかけができるのかという疑問に対してご説明いたします。もちろん、株主提案を行った議案の可決を目的とするのであれば発行済株式数の50%超を保有しなければ、自力で議案を通すことはできません。しかし、それは会社の経営権を握ることと同義であり、そのようなことを目的としているわけではありません。先ほどご紹介した大阪市や京都市も同様に、株主提案をした議案を可決させることが直接的な目的ではなく、関西電力の執行担う経営陣や、社外取締役で構成される取締役会、全ての株主、取引先や金融機関を初めとしたステークホルダー、そして広く社会に問題を提起することを目的として、株主提案が行われています。大阪市は、他の株主あてに、大阪市の行った株主提案に賛同するよう働きかける文書を大阪市長名で送付をしたり、市のホームページで、大阪市の原発に対する考え方を発表したりするなど、他の株主や社会に対する積極的な問題提起が行われています。京都市の保有株式割合は、発行済み株式数の1%に満たない少数であるものの、京都市から出された株主提案への賛成率が30%を大きく超えたものもあり、会社側は少数株主であっても、株主提案に対しては真摯に耳を傾けざるを得ない状況にあるのがわかります。神戸市は、過去、株主総会に市長が自ら出席をし、経営陣に質問を行っています。また、毎年、市のホームページで、議決権行使の状況や、株主総会で行った質疑と、会社側の回答について掲載をするなど、広く社会に開示を行っています。以上のように、少数株主であっても、株主提案権があれば、会社経営陣に対して大きな働きかけを行うことができます。これらの事実は、株主提案権は、少数株主が軽視されないための仕組みと言われていることを証明もしております。なお、株主提案権を行使するのは、あくまで、最終手段であり、行使をしなくても、株主総会以外の場合で、会社経営陣に対話を持ちかけることも十分可能であり、株式を保有していない場合に比べ真剣に会社側も対話に応じざるを得ないと考えられております。日本における産業廃棄物処理場建設の許認可権限は都道府県にあり、仮に住民の反対の声が強かったとしても、行政手続上は、立地自治体でありながら、住民に寄り添って、実効性のある働きかけを行う手段を、事実上持っておりません。ミダックホールディングス株式取得は、いち事業者といち地域の間の問題だとして、なし崩しに計画が進むのを見ているのではなく、行政手続の仕組みの欠陥を乗り越え、町執行部や議会が株主の立場として、住民の意見を尊重して、会社経営陣や取締役会株主、ステークホルダー、そして、広く社会に問題を提起することを目的としております。なお、会社法では議決権1個でも議案提案ができるとされておりますが、そのことだけでは、効果のあるアクションを取ることはできません。議題の提出を伴わず、議案だけ提出するということは、株主総会当日に出席し、既に会社側などから出されている議案に対して、その場で修正動議、代案を出すことができるということを意味をしているだけだからです。他の出席株主は、その場で初めて、修正動議の内容理由を聞き、判断することを求められます。場合によっては議長から動議そのものを不規則発言として却下されるケースも

考えられます。また、通常、ほとんどの株主は、株主総会開催前に議決権行使を終えているのが一般的ですので、当日行う議案提案は、有効性が余り認められない手段と言えます。一方、議決権 300 個、今回の場合は 3 万株以上を保有する株主からの株主提案は、株主名簿が確定する決算期末までに受け付けられ、株主総会招集通知に議案が記載をされ、株主総会の 2 週間前までに全株主に送付をされます。すなわち、株主提案は、全株主に提出議案の賛否を吟味する機会、時間的な猶予が与えられており、全株主への働きかけ、経営陣への働きかけという観点から、実効性の高い手段と言えます。確かに株の話は難しく、一般の町民の皆さんには、時間をかけて説明しても、なかなか理解しづらい点が残るかもしれません。一方で、君谷の水と命を守る会が集められました町民の反対署名は、2538 筆にのぼります。町民の 6 割以上が反対署名をされているという事実は極めて重く、産廃処分場建設計画に対する町民の民意は、強い反対だと受け止めています。私や議員の皆さん方は、直接選挙で選ばれ、町民の代表として判断することが求められています。大きな民意を実現するために、ありとあらゆる行動をとる責務があります。住民の理解を得るように努力することはもちろん必要ですし、努力を惜しむべきではありません。しかし、住民理解が十分ではないことを理由に立ち止まり、有効な手立てを打たず、手をこまねくだけでは、町民からいただいた負託にこたえることはできません。現在の行政手続の枠組みでは、町は、この問題に対して、民意に応える有効な手段を持ち得ません。そうした中、当該事業会社の株式を取得し、地域住民に寄り添った株主として、会社経営者に働きかけていくという手段は、最後に残された有効な手立てだと考えています。また、先日の新聞報道を受けて、株式を取得する狙いがよく理解できたとの声も、何人もの町民の皆さんからいただきました。株式取得に関する町民理解も、徐々に進んでいるものと考えています。町民に寄り添い、実効性ある行動をとるために、そして、町の将来のために、ご賛同いただきますよう、改めまして、お願いを申し上げます。予算の詳細は担当課長からご説明申し上げます。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

上程いただきました議案第 38 号、令和 7 年度美郷一般会計補正予算第 7 号について、ご説明いたします。本補正は、昨日、島根県において予算が可決をされました低所得世帯緊急支援給付金の支給に関する経費、邑智郡総合事務組合負担金の確定による減額、本町において、産業廃棄物の最終処分場の建設を計画する事業者の株式取得などに関する経費を計上するもので、予算額は、歳入歳出それぞれ 3875 万円を増額し、総額を 73 億 8439 万 4000 円とするものです。詳細につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきますが、初めに、第 2 表の繰越明許費補正について説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。このたび、繰越明許費とさせていただくものは、2 事業で 9257 万 9000 円です。款 2 総務費、項 1 総務管理費、産業廃棄物処分場建設計画事業者株式取得事業 6957 万 9000 円。内田地域において、産業廃棄物の最終処分場建設を計画する事業者の株式 3 万株の取得を計画しており、まずは、3 月中に 100 株、その後、残りの 2 万 9900 株を随時取得していくため、繰越を行うものです。次に、島根県低所得世帯緊急支援給付金 2300 万円。昨日、県議会で議決されたことに伴い制定されます交付要綱に基づき、対象者へ給付確認を経ての給付となるため、事業費全額を繰り越す

ものです。繰越明許費については、以上です。それでは補正の内容について、事項別明細書にて説明をさせていただきます。初めに歳入についてですが、7ページをお開きください。款15 県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費補助金、補正額2275万円。島根県低所得世帯緊急支援給付金事業補助金。給付金の支給対象となる世帯を700世帯と見込み、1世帯当たり3万円の給付金費2100万円と、支給に係る事務費を1世帯当たり2500円の175万円を計上しております。続いて、款18 繰入金、項2 基金繰入金、目節ともに、1、財政調整基金繰入金、補正額1600万。このたびの補正予算において不足する財源について、基金より繰入れを行うものです。歳入については以上です。次に歳出です。8ページをお願いいたします。款2 総務費、項1 総務管理費、目1 諸費補正額6979万9000円。産業廃棄物最終処分場建設計画事業者の株式取得に係る経費で、報償費は、弁護士費用等、手数料は、株式取得委託手数料、ストック株式は3万株を予定をしております。続いて、目12 電子計算費、補正額4883万4000円減。邑智郡総合事務組合情報システム課への負担金の減額で、主な内容は、自治体システム標準化に係る導入経費の圧縮と、データセンターの利用月数の減による運営費の減によるものです。次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、補正額1895万4000円。説明欄004 介護保険費他会計繰出金の減444万6000円は、邑智郡総合事務組合介護保険課への負担金の減額で、こちらもシステム標準化に係る導入経費の圧縮と、ガバメントクラウド利用料の減によるものです。続いて説明欄014 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費、補正額2300万円。島根県が独自事業として、物価高等対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度における住民税非課税世帯を対象に、エネルギー、食品等の価格高騰に対し、速やかに支援を受けられるよう、1世帯当たり3万円の給付金を支給するもので、給付金費として2100万円。給付事務に係る会計年度任用職員の人件費や事務費合わせて200万円を計上するものです。次に、款4 衛生費、項2 清掃費、目2 塵芥処理費、補正額239万7000円減。こちらも邑智郡総合事務組合環境衛生課のごみ処理に係る運営費負担金の確定見込み減によるものです。続いて、目3 し尿処理費、補正額162万8000円。こちらは、同事務組合志谷苑し尿処理施設の運営費の減45万3000円と、施設の改修整備に係る組合債の充当率の修正に生じる負担金の増208万1000円となっています。最後に、款14 予備費、項1 予備費、目1 予備費、補正額36万円減。これは、財政調整基金繰入補正額を1600万円とするための調整減です。以上で議案第38号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●原議長

会計課長、1件だけ確認します。ページ8ページ、他会計繰出金、介護保険費404万6000円で間違いないですか。

(404万6000円ですとの声)

●原議長

404万6000円が正しいということですね。はい、分かりました。

提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。議案第38号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●原議長

8 番、日高議員。

●日高議員

歳出 8 ページの株券取得、これについて質問をいたします。この質問をする前に、町においても、私もこの産廃の処理場につきましては反対、同じ意見でございます。これについて頑張りたいと思うわけでございます。そういった中で、ちょっといろいろ調べてみますと、やはり住民の、いわゆる、こういった気持ちを持っているかというところで、大体、今 6 割と言われました。6 割というのが大体、定義とすれば大半以上、それから 7 割から 8 割が大多数というくくりになっておりまして、それから、おおむね、ほとんどが 8 割以上ということになっております。そういった中で 7 割以上ですね、8 割ぐらい、こういったところの住民の反対があった時に、こういった結果になっているかというのを、インターネットで調べてみました。そうすると、4 町村がですね、いわゆる町の意見として住民の大多数が反対であるからという意見書を出して、事業者が取り止めたり、または一つの町村については、県と事業者と、それから市町村、こういったところが、一緒になって協議をしながらですね、撤退をしたという事例がございます。岡山県の吉永町においてはですね、住民投票によって最終的には、岡山県知事が建築不許可の決定をしたというふうな事例もございます。そういった中でですね、いわゆるこれは、あくまでもじゃないしに、これは町民の大多数またはほとんどの方、7 割以上ですね、8 割以上、こういった方が、同じ気持ちを持って反対をしたという意識を、県に示されてこういったことになったんだろうと思います。これで、町長自身もですね、町民の負託を持って、という考えで県のほうに、町民の意思を伝えられたんだと思うんです。それが結果だろうと思うんです。そうした意味で、先ほど町長も言われました。勝田議員さんへのご質問の中でもありましたが、いわゆる株式というのは、大変理解しがたい。今日こうして議会が放送されておりますんで、見られた方はだいしょうわかったかなという、言われる方もおられるかもしれませんが、やはりなかなか理解しがたい。いわゆる株式を持つと、町長それで一言というのがあったんですが、やっぱりどうしても株というのはやっぱり配当を求めたり、そういったものであったり、それから、一言言っても、最終的にはそういうふうになるんじゃないかというふうな不安をお持ちの方もおられます。今 6 割ということがありまして、それから、7 割、8 割と私はまだまだ署名が足りないと思います。そういった意味で署名活動をどんどんしていかにやいけんと思うんですが、株式取得するにあたって、町として町民の皆さんに、いわゆる説明、こういったものはなされるのかどうかひとつよろしくをお願いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず、他の自治体の事例をおっしゃいましたので、私承知しておりませんので、逆にお聞きしたいんですが、こういった処分場っていうのは恐らくケースバイケースです。それと処分場の性質にもよると思っております。今回最終処分場というのは、埋立てをするというのが最終処分場でございます。ということは、建物が、ほとんど建たない。固定資産税が入らないということなので、メリットがない形で、デメリットだけという

ことが言えるかと思います。岡山の件というのはいかがなんでしょうか。最終処分場ではなくて、中間の例えばごみの焼却場のように、大きな建物が建って固定資産税が億単位で入ってくるような場合には、ひょっとしたら、反対される方、逆に、賛成される方、メリットデメリット、両方を見て考えられると思うんですけども、そういう意味では、単に 7 割とか 8 割とかっていう目安の数字を言われましたけども、63 パーでしたかね、64 パーでしたかね。という数字は、あくまで、守る会の皆さんが自発的に集められた数字、現段階での数字ですので、ただ、それであっても、明らかにもう 6 割以上集められている訳です。最終、どこまで集めるか。あるいは他市町にどれだけ集めるか。それと、これ全体の反対署名でいけばもう町の人口を超えております。恐らく出身者とか、様々な方が反対署名をされてるんじゃないというふうに思っております。ですので、6 割とか 7 割、8 割っていう数字をそのまま乱暴に当てはめて、7 割、8 割あったらオッケーで、6 割だったらオッケーじゃないっていうのは、少し短絡的なお話じゃないかなと思います。それで元に戻りますと、まず、岡山のケースというの、最終処分場なんでしょうか。建物は建ってないんでしょうか。

●原議長

日高議員、詳しく説明できますか。もう少し。

●日高議員

私が調べましたのは、いわゆる最終処分場、いわゆる管理型ですね、こういったものについての、インターネットで検索をいたしました。そういった中では、岡山県吉永町それから今度、岐阜県の御嵩町、それから、静岡県ですね、ミダックの地元、会社のある御前崎市、それから今度、兵庫県のこれはまだ今、闘争中になっておりますが、これはそういった部分で検索をいたしました。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

岡山のその建物、建物じゃなくて、処分場というの、建物は建ってないという、建てる計画がなかったということですね。固定資産税は入らないという前提だったわけですね、メリットがないという前提だったわけですね。今回の計画は、固定資産税は、恐らくほぼ入らないと思います。本当にその前提でよろしいですね。もう一つ、岡山の件につきましては、撤退をされたそうなんですけども、この事業者が三セクなんです。自治体が出資をしてる。三セクが計画をして、正しい住民の理解が十分じゃなかった、反対が強かったということで、撤回をされてますので、本当に純粋な民間事業者が撤退をしたケースではないと思います。自治体が関与して最終的に判断をしたものというふうに理解しております。それと、今お聞きしている日高議員のお話ですと、全国にも様々な形で、事業を取り止めたケースがあるので、何も株を買うことをしなくても、止めることができるという判断でおっしゃっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

●原議長

一般質問じゃございませんので、今のご答弁で納得すればそれでいいですか。

何かご質問ありますか。

(ありませんとの声)

●原議長

ないようでしたら、他の方から誰かご質問ありませんか。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

はい、3 番です。何点か質問をさせていただきたいと思います。先ほどの日高議員と同じページの株式取得に関しての予算に関して、まず、町長からはですね、経営陣に働きかけるためという考えを示されたかと思います。経営陣に働きかけるために株を購入するということではありましたが、産業廃棄物最終処分場の建設に関して、賛成か反対かという立場は示すことができますでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

これは以前より申し上げておりますように、賛成反対ということを表示するつもりはございません。といいますのも、一つが、これを決定権限の中には入っておりません。それと、執行機関、正式な法律用語でいうと執行機関は、なぜ執行という言葉が使われるかという、業務の執行、事務の執行責任を持ってやらなきゃいけない。これは法令に定められているものを執行する義務があるということです。今回の場合は、産業廃棄物処理場を建設するという法律で定められた業務あるいは事務については遵守しなければいけないという立場が執行機関にございます。あるいは執行部でございます。議員の皆さんは、そうではありません。自由な立場で自由に賛否をおっしゃることはできます。執行機関としての立場として、私は、今現在、賛否を申し上げるということは、できません。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

財産の取得という株を取得ができればですね、財産の取得ということになりまして、我々が決算認定をする時の財産書調書に載ってくるという形になろうかと思います。その中で出資金であるとかあるいは出捐金であるとかあるいは、有価証券、株券、そういった項があって、多分その株券のところで某新聞社の簿価が今乗っ取るはずですけど、その次ぐらいいに乗ってくるんじゃないかと思います。それで、取得価格をそのままずっと載せ続けるのか、あるいは3月31日の市場性のある株ですんで、上がったたり下がったり、キャピタルゲインが得られるか、元本値上がり益が得られるかもしれないんだけど、そのときの時価をもって載せるのか、取得価格で載せて、例えば脚注表示でですね、含み益が出てますよ、含み損が出てますよという表示にするのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

藤原修治議員のご質問にお答えをいたします。株式取得をした場合に財産に関する調書にこういった形で載せるのかというところなんですけれども、実際に株式を取得をしておられる自治体の財産に関する調書を拝見をして、そこのお話を聞かせていただきましたけれども、まず最初の年は、取得をした金額で計上させていただきます。その後、債券ですので、動きはあるかと思いますが、基本的には、取得をしたものの金額をそのまま計上していくのが、そのままの流れであろうかなというふうに思っております。以上です。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

はいわかりました。ほいで、町民の方にですね、情報公開ということで、さっきも言いましたように、例えばその含み益が出てますよ。含み損が出てますよというような脚注表示はしとる例はあるわけでしょうか。そのつもりはありますか。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

質問にお答えをいたします。含み損、含み益について、財産に関する調書について計上することは考えておりません。ただし、例えば、株価が上がれば、配当がありますので、それについては、歳入という形で計上いたしますので、決算にはその数字が上がってこようかと思います。下がった場合でも、町長申しましたように、当面の間は取得をしておりますので、その部分については、お示しをするということは、今のところは考えておりません。以上です。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

10 番、福島議員。

●福島議員

失礼します。お尋ねします。私は株のことは全くわかりません。ただ、お聞きしたいのは、なぜ2回に分けて、3月までと3月以降に取得されるのかということと、6万株持って大きな会場に向けて株主総会に行くというのは、どなたが行かれるんでしょうか。出席されるんでしょうか、お伺いいたします。以上です。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まず株を2回に分けて取得するその意図はというご質問だと思います。株主総会に出

席する場合には、通常、決算期が3月末ですとか12月末ですとか会社によって違いますが、この会社の場合は3月決算でございます。そうすると、3月までに株式を取得した人とか法人は、株主として認められます。大体6月ぐらいに株主総会が開催されます。ですので3月末までに、株式を100株でも購入をして、株主になってれば、今年の6月の株主総会に出席することはできるということでございます。一方でですね、3万株というのは、これまでもご説明してまいりましたように、株主提案ができる権利です。これは、株主総会に議案を付議することができる権利でございます。これは、期末である3月末までに、株主提案をしますよという通告を会社側に行って、要は3月末までのところで取上げていただいて、株主総会招集通知というのが全株主に送られます。株主総会に出てくださいと。ここに議案が掲載をされることになります。ただし、この株主提案ができる株主というのは、この期末までの6カ月以上前までに株主になってなければいけないというふうな決まりであります。ですので、今年の株主総会には、今からでは、3万株取っても間に合うことができません。逆に、今年の9月までに3万株を購入していれば、来年の3月末の6カ月前までには、株を、株主になってますので、株主提案をする権利があるので、来年の株主総会には株主提案ができると、こういうふうな仕組みでございます。なぜ2回に分けてという点につきましては、来年の株主総会での株主提案というのを想定はしておるんですけども、とはいえ今年の株主総会にも、言葉は悪いですけど、偵察がてら出席してもいいのかなというので、100株だけでも、3月末までに購入したらどうかということで2回にかけさせていただくというご説明を差し上げております。それで誰が行くのかということにつきましては、今のところ、まだ、決めかねておるところです。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

2番、瀬古議員。

●瀬古議員

株のことについて質問いたします。町からいただいた資料では、京都市の例がありました。京都市の提案にですね、30%の賛成が集まった例を挙げておられます。自分が拝見した限りでは、株主となって30%の票を集めたというのは、これが1番その実効性というか成果があった事例なんじゃないかなと思っています。ですが、京都市の事例は、脱原発という全国的な関心事、かつ多くの機関投資家が、ESG投資の観点から注目するテーマだったと推察します。本町が計画している産業廃棄物処理場建設への反対という個別案件においては、他の一般株主や機関投資家から京都市のような高い賛成票を得られるという具体的な称賛はありますでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

よくお調べになってると思います。確か京都市の関西電力の発行済株式数に占める割合は0.4%か5%ぐらいだったと思いますので、少数株主ということが言えます。にも関わらず株主提案をして、確か36.7%ぐらい獲得してると思いますので、そういう

意味では賛同する株主がかなり多数いらっしやったということかと思います。これは当然のことながら、過半数取ればそれがもうそのまま通るわけなんですけども、そうではなくて、多くの株主の賛同を得るという点につきましては、会社側として、50パーだったら、丸々言うこと聞くのか、49パーなら全く言うこと聞かないのかというのと、そうではなくてかなりな株主、会社の持ち主ですので、会社の持ち主からかなりな数に賛同がいった場合には、経営には、当然上場企業ですので、反映をさせていかないといけないという意味では、かなりインパクトがあった話じゃないかなというふうに思っております。これは関西電力の特に原発ですとか、環境問題、ここが一つの自治体としての関心事だと思うんですけども、今回の場合は、産廃処理場を建設するという点においてです。こちらにつきましては、どういう切り口でお話をするか、関西電力は、あくまでも一つの事例として上げさせていただきましたけども、勝田議員の一般質問の中で、お答えをさせていただきましたが、一つがですね、株主の立場として、株主リスクをどう考えてるかという問いかけが一つあると思います。当然、株主が、経営陣に対して物申す。取締役会の中にも社外取締役というのがいらっしやいますので、社外取締役は株主全体の利益代表として取締役会の中に入れていきます。株主全体の利益を代弁して取締役会で様々な働きかけを行います。何が言いたいかっていうと、もし、美郷町に、西日本最大の産廃処理場ができて、あるいは計画を強引に進めたとしたときに、町民から非常に大きな地元から非常に大きな反対活動が起こったと。その後、ここの整備を行っていく上で、変な話ですけども、何らかの妨害があったとか、あるいは計画どおり物事が進まなかったとかって言ったときには、会社っていうのは、当然大きなプロジェクト大きな事業には、計画を立てて、これぐらいの経費、コストを使ってこれぐらいの収益が上がると、当然そういう見込みをつけます。ミダックホールディングスにとってのこの最終処分場っていうのは、この会社にとって、今までやったことのない最大規模、西日本でも、他の事業者もやったことのない最大規模の処分場になります。ということは、これが計画どおりいかなかったりとかっていうことは、会社の将来にわたる利益計画に大きな狂いが生じることになります。では、これだけ強い反対があるところに法令上認められているからといって、本当に強引に進めていいのかと。これは、地方自治体の立場からいっても、これは何の権限もありません。許認可権限もありません。特に立地自治体である基礎自治体には。でも株主の立場であれば、株主として、将来、有べかりし利益、要は損失、本当はこれぐらい利益が上がるはずの計画だったのに、物すごい反対が強いところに強行して作ったがばっかりに計画どおりいかない。要は株主のリスク、株主の損失に結びつくんじゃないかと。こういうふうな問い方は一つです。もう一つがですね、上場会社、東証プライムに上場している上場企業は、当然、公開上場してますので、しっかり透明性があって、株主に迷惑をかけないような立派な経営をやりなさいというコーポレートガバナンスコードという、ちょっと横文字になりますけども、これは企業としての経営の規範を取りまとめたガイドラインがございます。こちらは金融庁と東京証券取引所が定めまして、これに則って上場会社は企業経営をやりなさいというガイドラインがあります。この中にはですね、例えば、ステークホルダーと言われてる利害関係者、様々な利害関係者としてしっかり共生をしていきなさい、連携をしていきなさいということがしっかり書いてあります。ステークホルダーって何かと言うと、当然、株主っていうのは、会社の持ち主なので、そのものずばりなんですけどそれ以外の利害

関係者、例えば社員であったり、取引先であったり、お金を貸してくれる金融機関だったり、この中の一つに地域っていうものが明記されているんです。要は地域との共生をしっかりと図ることが、上場企業の経営として重要な要素なんだということが、金融庁と東京証券取引所から出されてるガイドラインに掲載をされております。いろんな会社がいろんな業務を営んでおりますけども、地域と関係ないような商売をやられてるところっていうのは、同じステークホルダーの中でも、そんなに重要視する必要はないと思います。ただこの会社は、産業廃棄物の処理を行う。地域と密接に長期間にわたって良好な関係、共生を行っていかなくちゃいけない。そういうふうな生業をされてるような会社でございます。となると、もう一つの観点としては、地域との共生という観点で、これだけ反対が強いところに対して地域との共生が本当に図られているのかと。健全な経営が今後も続けられるのかというふうな観点でのアプローチはあるとは思いますが、もちろん、ここでべらべらしゃべりますと、手の内を明かすことにもなりますので、これぐらいにしておきますけども、関西電力は、あくまで、おっしゃられるように原発ですとか、環境という切り口で、他の株主の賛同を得られたんだと思います。一方で、もし、株の取得を美郷町がした場合には、今申し上げたような観点、一つは将来の株主リスク、思ったように計画がいかない。それは、株主として利益が十分に回ってこない。株価が下落するかもしれないという株主リスクの観点から、どうお考えになりますか。強行してやりますかっていうところが一つ。もう一つは、上場企業に基本的に求められてる地域との共生というところをしっかりとやれますかと。それをやってない企業が将来にわたって、存続できますかと。こういうふうな観点で物言いができるんじゃないかなというふうに思っております。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

はい、お答えいただきありがとうございます。先ほどの関西電力のお話でありましたが、ちょっと成果というか、その称賛のところ、実効性のところをちょっともうちょっとお聞きしたかったんですけど、関西電力の例で挙げるとすれば、広く社会に提起するっていうところでは一定の成果が得られてると思います。一方でですね、原発を止められているか、会社の経営方針を変えられてるかといえ、そうではないのが現状だと思います。その辺りを踏まえて今回の計画の実効性について、今一度お願いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

関西電力の例を挙げられて実効性の点でのご質問だと思います。まず最初に申し上げた株も買わずに何もやらなければ、このまま、なし崩し的に、恐らく事業が進んでいくんじゃないかなと思います。勝田議員がおっしゃられましたように、当初の計画より早まって、4 月ぐらいにはもう事前協議に入るんじゃないかというふうな情報を、先ほどおっしゃられましたので、何もやらなければ恐らくそうなると思います。その上で実効性のところにつきましてお話をさせていただきたいと思います。どこまでが成果があったかという点につきましては、これはいろいろ評価が分かれるんだと思います。原発を

止めることができてるかが成果だとすると、かなりハードルが高いところじゃないかと思います。そうすると関西電力そのものの経営の根幹を揺るがすようなところまで飲ませたってことです。そこはちょっと違うんじゃないかなと。そこまでのことは多分難しいと思いますよ。そうすると 50%の株主になれば、いろんなことができるかもしれません。通常は2分の1、50%を握ると、一般の事案では通りますので。特別事案は3分の2、例えば会社の解散ですとか、事業をスピンアウトするとか、ってことです。それを成果というのであれば、同じような成果はないと思います。例えばミダックに会社を解散しろというふうに、いうようなところまでを求められてるんなら、それは、今現在難しいと思います。しかも3万株買ったならこの建設が中止になるのかと。そんな短絡的なものじゃないと思います。もう1個は一方としてですね、関西電力さんの原発を止めてないかもしれませんけども、今、おっしゃってるのは表に出てくる情報だけだと思います。当然会社側と色々な話をされて、例えば、環境問題を一緒になって考えるようなワーキングをつくられたりとか、あるいは何らかの取締役会員の社外取締役として、環境問題に詳しい方を入れましょうとか。わかりませんよ。これはあくまで推測で言ってますので、です。何を以て成果かということについて言えば、どこまでのものなのか、しかも関西電力というこちら側からも、外部ですので、全ての情報というか、氷山の一角しかわかっておりませんので、ここに対する評価というのは申し上げられません。ミダック株式会社に対して、3万株を持つということについて言えば、先ほど申し上げましたように様々な株主提案、これを直接行うか、あるいは株主提案を場合によってはやりますよということで、会社側とテーブルに着くというところは間違いなくできるとは思っております。逆に株がなければ、取り合えなければ、全く取っかかりもないということではないかなというふうに思いますので、株を買ってそういうアプローチをやるのか。それとも最初から諦めて、何もやらないのか。こちらの究極の選択になるんじゃないかというふうに思います。

●原議長

まだ、質問はたくさんあるようなので、ここでちょっといったんですね、55分まで、3時55分まで休憩いたします。

(休憩 午後3時45分)

(再開 午後3時55分)

●原議長

会議を再開いたします。

続けます。

質疑はございませんか。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

はい、3番松浦です。地方自治法の観点から、質問させていただければ、すいません、株購入に関してですが、その前にですね、大変申し訳ありません。私、産業廃棄物最終処分場の建設に関して反対という立場をしっかりと示した上で発言をさせていただきます

す。地方公共団体の責務としてですね、最少の経費で最大の効果を得られるべきということを地方自治法のほうでも謳っておられます。今回、株式を購入するということを提案される運びになる前に、例えばプランA、プランB、プランCとして株式の購入というような他のプランというのがあって、それらを比べた結果、費用対効果で、株式購入が1番効率が高い、公益性が高いといえますか、効果が最大になるというお考えだった場合、その他に考えられたプランというのをお示しいただければと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

法解釈の面では、後ほど総務課長がお答えをいたします。他にプランがあるのかというのは、再三再四申し上げてるように、他に手立てがないと思います。逆に言えば、成果が見込めるのかっていうご質問を先ほどからされてますけども、これをやったら確実に止まるっていうのがないんで、考えてるんですよ。特に立地自治体としての基礎自治体として、もうほぼ打てる手がない。この中で、これは、自治体としての手続の枠組みの中では、もう手立てがない、要はプランがないので、ここの外野の部分で、会社の経営陣に真剣に向き合ってもらって、聞く耳を持ってもらうための手段、私はこれ以外思い浮かべませんが、もし、松浦議員、瀬古議員、日高議員、もし他に有効な手立てがあれば、逆に教えていただきたいと思います。他のプランを。そうしたら比較できますけども、私としてはこのプラン以外ひねり出しても思い浮かびませんので、こういったことをご提案を申し上げております。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

松浦議員のご質問の地方自治法上のいわゆる最少の経費で最大の効果を上げなければ、努めるだったかな、といった理念規定がございます。理念規定はもちろん私どもも常日頃、これに限らず、意識しながら職務に当たっているということでございまして、これがですね、この案件が、これに当たるか、当たらないかっていうものではなくて、ある意味で言ったらですね、地方自治体における行動の理念としての規定でございまして、先ほど町長申し上げましたけれども、この件で、他に方策があるのか。他に方策があれば、例えば、考えれたと思います。繰り返し申し上げておりますけれども、執行機関の立場ではなく、こうした株主としての立場としてやることが、住民により寄り添った行動ができるという判断のもとで行っておりますので、この件が、すいません。結論的に申し上げます。私どもの提案が、その法の条項に違反するということをお聞きなされたいという趣旨かとは思いますが、違反しないと、私どもとしては考えております。以上です。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

3番松浦です。すいません。私の質問が少し悪かったようで、この地方自治法に触れ

るかどう、違反をしているんじゃないかというお尋ねではありませんでしたので、そこは理解をしていただきたいというところと、例えばプラン、ABCを比べたときに、費用対効果が最大になったのかという質問でしたので、他にプランがないというお答えをいただいたように思います。この株式を購入するということに関してなんですが、はたから見ると、というかですね、地方自治体が、一般の1企業の株を購入して、その企業の運営であったり、経営であったりというところに、圧力をかけていくように捉えられる可能性もあるのではないかというふうに思います。そういった場合に、仮に企業から、中立性、地方自治体は中立でなければならないというふうに思いますが、その中立性を逸脱した行為だということ、例えば訴訟であるとか、そういったリスクはお考えですか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

地方自治体が株を買って、株主提案権なりを行使して、会社に働きかけるということにつきましては、本日、様々な場面でご説明しておりますように地方自治法上は問題がないものと考えておりますし、美郷町そのものも、もう既に株を保有を何十年もしておりますので、これ自体は問題ないとは思っております。それで中立性の観点から訴えられることはないのかというお話なんですけども、地方自治体が民間企業の株を買ったから訴えられるっていうのは、ちょっと論理が飛躍してるんじゃないかなと思います。持っていることそのものに対して、訴訟リスクというのが発生する構造的に考えてですね、それはないと思います。むしろ、違法行為を、例えば働くとかですね、法を逸脱して、圧力をかけるとか、こういったことになると、当然、これは違法行為ですので、そういったときには、何らかのものがあるとは思いますが、あくまで、これは、株主の立場として、様々な法律がありますので、そこに則った範囲内の働きかけというのは、特段問題はないというふうに思います。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

3番、松浦です。すいません。何度も質問台に立たせていただいておりますが、今回6000万円を超える、私の中ではかなり大きな予算を伴う事業だというふうに考えております。で、この6000万円という、いわゆる大金を使ってですね、こちらが先ほどから町長がおっしゃられている狙い、企業に対しての働きかけというところで、一定程度効果があるのかないのか、私は正直わからないところもあるんですけども、もし仮にですね、提案等が全く聞き入れてもらえない。交渉の場にも付いてもらえないという場合に、他の手立てというかですね、二の矢、三の矢というか、そういったものを用意しておくべきではないかというふうに思うんですが、先ほどおっしゃったみたいに、他に考え得る手段がないと、株式取得以外はないということであったと思うんですが、株式を取得した後、アクションを何らか起こして、全く聞き入れてもらえなかった場合のプランBといいますか。この株式を取得した後、交渉の場にも付いていただけなかった。話も全く取り合ってくれなかったっていうような場合に、そのあとに、アクション

を何らか起こされるというような計画はございますか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

今の2の手、3の手というのは、株主として、まず働きかける、ただ株主としてそれを聞き入れてもらえなければ株主として他の手があるかっていう意味ですね。株主以外の手があるかっていうことについては、先ほど申し上げましたように、逆に教えていたみたいです。あれば、合法的ですね。例えば、あそこに橋がかかってますけども、そこを通せんぼするとかって言った場合には、訴訟リスクがあるかもしれません。それは妨害行為として認められたら、違法行為になります。ただ株主になるということ自体は全く問題ありませんし、この範囲内で株主の権利を行使して働きかけるというところは当然認められてる権利です。今回3万株ということを上げています。これは株主提案権という権利を得るために3万株ということを上げています。なかなかピンと来られないかもしれませんが、株主提案ができるっていうのは、かなり重い権利なんですね。通常は、大株主50%以上持ったら支配株主って言われて、絶対的に5割を抑えてたら会社の経営は、全ての意のままにいけるんですけども、だからこそ大株主とかオーナーだとか、支配株主が暴走しないように、ちゃんと、少数株主が、物を言ってそれを聞き入れざるを得ない、そういうふうな権利として株主提案権というのが認められています。例えば株主提案をやって会社側が受け付けないよっていうことができないんですね。株主総会に議案を提出する。よほど違法性があるような提案ですとか、っていうようなものは、跳ねつけられるかもしれませんが、合法の範囲内で、これは関西電力とか、いろんな事例を皆さんごらんになったと思いますけども、たくさん、毎年、幾つも株主提案をされてます。というふうに、合法の範囲内であれば、株主総会に付議するっていうのは、最高意思決定の場に、全ての株主に事前に、この議案について、議論してくれと言うことができる権利っていうのは、1番最高の権利ではあるんですね。ですので、聞く耳を持たなかったらっていうのは、聞く耳を持たざるを得ない。株主総会に議案が提出されているので、その場で、この議案を諮ります。どうでしょうか。意見がありませんか。やらざるを得ないわけですよ。だから聞く耳を持たないっていうのは、まずあり得ない話だと思います。その中で、程度問題なんですけど、どれぐらい話を聞いてくれるかというふうなところにつきましては、濃淡はあると思います。この中でもですね、今、本当あんまり手の内を見せたくはないんですけど、例えば、今経営陣に対して働きかけるという物言いを今までしておりますけども、いろんな方面に働きかけることは可能だというふうに思っております。例えば取締役会というところで、日々の執行は、執行権持ったところがやるんですけども、取締役会っていうのは、会社の大きな方向性について、決める場でもありますので、ここのメンバーっていうのは、執行部の経営陣、執行しながら、経営にもなってるっていう取締役もいれば、社外取締役というのは上場会社であれば、全体の取締役会メンバーの3割以上を社外取締役にしなければいけないという決まりがあります。社外取締役というのは、大抵的に執行側につくのではなくて、株主全体の代表として取締役会に、入るので、社外取締役というふうな言われ方をしています。この社外取締役に話をするができると思います。例えば地域との共生って言ったときには、直接話をかけて、聞いてくれれば、それは、そのまま話が

できますし、そうじゃなくて、これをもしおろそかにしてるんだったら、全株主に対して、マイナスの影響が及ぶこともあるかもしれません。だから社外取締役、しっかり話してくれというような働きかけですとか、この会社は、負債比率が非常に高い会社です。金を借りて事業を行っています。恐らく先行投資として、建物あるいは、運搬する機械ですとか、こういうのを先行してお金を借りて事業を行います。そうなりますと金融機関、こういったところというのはかなり影響力があるところかなというふうには、思います。メインバンクが静岡銀行、浜松信金、こういったところが入っておりますので、当然、静岡銀行さんは立派な上場会社でもありますので、例えばの話、そういうところにこれだけ大きな問題になってるけども、本当に強行してもいいのだろうかとか、こういうふうな働きかけはできるかとは思いますが。ですので、2の手、3の手というご回答になってるかどうかわかりませんが、基本的には株主になって、しかも株主提案権ができる立場の株主になったときには、かなりなことができるだろうというふうには思っております。

●原議長

傍聴席ちょっと私語を慎んでください。

他に質問はありませんか。

●原議長

5番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

すいません。法律に基づいて、許認可権は、確かに県にあるというふうなことは承知しておりますが、町としてですね、生活環境の保全や、住民の安全保護の観点から、事業者に対して、行政指導を行う立場もあろうかと思いますが、その辺についてはどういうご認識でしょうか。

(今、抽象的なお話をされているので、具体的にどんなことですか。どういう場合に行政指導をやるのか前例を教えてくださいとの声)

●藤原芳樹議員

答えなきゃいけないですかね。

●原議長

だから、一般生活に関することというですよ。

●藤原芳樹議員

住民の生活に影響が出るというふうな判断をされた場合に、町としての指導を指導なりする立場にはあると思うんですけど。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほど申し上げましたように、一般論としては、行政指導を行うということはあろうかと思いますが、ただ、何でもかんでも行政指導ができるわけではありません。ですので、具体的にどんなケースの時に行政指導できる権利が、権限があるじゃないかっていうのを言っていただければ、それであれば、確かに、それは踏み込んでやることができます

よってというお答えができるので、具体的にどういうケースですかっというのを今伺いしております。一般的には、行政指導という仕組みはございますので、それを聞くかどうかっというのはまた別問題ですけど。

●原議長

行政指導はされるということで、受け止めていただきたいと思います。

(されるとは言っていないですよ。一般論として、行政指導というのはあります。行政指導をやる場面というのは様々な。との声)

●原議長

行政指導をやらざるを得ない場面になった場合には、行政指導をしっかりしていくということでしょう。

(だから、それをせざるを得ない場面は、当然、これは今回の件じゃなくても一般的にどんな場面でもやりますとの声)

●原議長

そうですね。よろしいですか。

他にはございませんか。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

1番、唐溪です。先ほどから答弁をいただいております、行政の立場上、執行機関のため意向は示せないということで伺っております。ですがですね、どうしても賛成か反対か聞きたい。建設反対なのか、賛成なのかというお言葉が聞きたいと思ひまして、私少し調べさせてもらいました。岐阜県の高山市の市長さん、高山市にですね、産業廃棄物の最終処分場、こちら管理型の最終処分場の施設になります、建設が予定されているんだそうです。同じ型の最終処分場かと思うんですけども、市長さんは反対の意向を示されておられます。理由としては、住民の反対と立地的な観点からという反対だそうです。住民の反対はですね、反対署名が6割にみたっていない。大体5割強ぐらいの反対の署名でした。他の自治体さんも、何といいますか。法に則った形で進めていけば意向は示せないという説明があったかと思いますが、そのような立場であったとしても、意向を示しておられる自治体さんもおられる中で、ちょっと、どのように意向を示せないのか、もう一度ご説明をお願いいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

まずお答えする前に、何か町長が反対しないから自分たちは賛成できないみたいな話だったら、そこは違うと思います。それは私が反対しようがしまいが、住民のために、町民から負託を受けてる立場として判断はしていただきたいと思います。その中でですね、高山市さん、直接的には私は存じ上げませんけども、恐らく保健所が設置されている自治体じゃないかなと思います。許認可権は、美郷町の場合は、都道府県、島根県が許認可権持っておりますけども、大きな市になると、保健所が設置してあればその市が許認可権を持ってるんじゃないかなと思いますので、許認可をする立場の市が認可し

ないということをおっしゃってるんじゃないかなと思います。それともう一つは、政治的な立場として、賛成か反対かっていうことを表明されるケースはあろうかと思います。例えば鳥取県で風力発電の話が持ち上がって、新聞、マスコミでも聞いております。しばらくの間、風力発電に対しては賛否を、町長さん方されておりました。確か昨年反対を表明されたと思うんですけども、その時の理由は、建設に反対というよりも、事業者が、当初言っていたことと違うことを知らせずに計画を変更して、要は、不信感があるので、これはそのまま進めるわけにはいかないということで、直接的な反対というのは恐らく執行機関としての立場を守られてやられてるんだと思います。それともう一つはですね、ミダック株式会社は、まだ事前協議も行っておりません。何の計画も、進んでおりません。ただ、聞き及んでるところによりますと、勝田議員おっしゃったように、いよいよ来年度入って4月早々には、ひょっとしたら、もう事前協議に移るんじゃないかというふうなことを聞かれていますので、そこから初めて計画の第一歩目が始まるので、計画が何も示されてない中で、賛成、反対というのは、やはり執行機関としては難しいじゃないかなというふうに思っております。

●原議長

他にはございませんか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

高山市さんには保健所ありませんでした。ですので、さっきの、ちょっと私の回答は省かしていただきます。ただし先ほど申し上げましたように、計画が、高浜市の市長さんがどういうふうな立場で、また計画がどこまで進んでるかということも存じあげませんので、何とも申し上げようがありませんけども、鳥取県での風力発電について言えばある程度計画がもう進み始めている段階の中で、また、理由も、建設そのものに対する理由での反対表明ではなくて、あくまで事業者に対する不信感というものが発生したからということで、かなり苦肉の策で、言われてるんじゃないかなというふうには理解をしております。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。まだまだちょっと調べるといろんな情報が出てくるなと思って、思いながら日々調べているところなんですけれども、町長も先ほどお答えがありましたように、知らないことっていうのはあるかと思います。そういった話をですね、町長と私たち議員たちとですねどんな策があるのかっていうこと、先ほども手立てがないんですとおっしゃられていたかと思います。何回も全協開いていただいて、お話ししてもらってるかと思うんですけども、どういう策がある、これはどうかあれはどうかっていう議論をですね、時間がない中でもしていけたらと思っているので、検討いただければと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議論をすることには、全くやぶさかではありませんし、これまでも、ずっと議論してまいりました。皆さん方が、去年の7月の選挙で当選されましたけども、その前からこの問題が持ち上がっておりますので、前議会の体制の時も議論を重ねていって、ここに来て逆にも逆に言えば、何も今の枠組みの中では、思い浮かばないので、では、株の取得をして株主の立場で、もの言いをしたらどうかというお話をさせていただいてます。逆に唐溪議員にお聞きしたいんですが、他のアイデアってのはどんなものがあるんでしょうか。教えていただけますか。

●原議長

1番、唐溪議員

●唐溪議員

はい、ありがとうございます。先ほど、高山市のお話をさせていただきましたけれども、あれも一つの手だと思います。行政が真っ向から反対を示して、広報誌などでも反対を示されておりまして、反対のスケジュール、どのように、これから反対に向けて進めていくのかっていうことを、広報紙号外で示されたりしております。そういった方法もあるかと思います。それは検討されたのかどうか、お聞かせください。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

止まればいいですよ。町民に働きかけて止まりますか。働きかけなきゃいけないのは、相手の会社だと思いますよ。ここまで来ると。あるいは、町の広報紙ではなくて、例えば議会だよりで、こちらに相談しなくても、働きかけることは十分できるんじゃないでしょうか。町民に対して働きかける。反対しよう。反対の機運を盛り上げよう。これは大事です。ただ、それで止まればいいんですけど、まさに計画が来年度動こうとしてる段階で、それで止まるんでしょうか。先ほど来も何回か申し上げておりますけども、私としては思いつく策がないので、法律とか枠組みも調べました。先ほど瀬古議員から、例えば関西電力、具体的な成果、要は止めること、原発止めることができたのか。そこまでいけばかなり上等だと思うんですけども、手立てが逆にありますか。それを教えていただきたいんですよ。みんなで話し合おう。それは話し合ってもいいですよ。あるいは、広報誌に特集記事載せる。それをやってもいいですよ。止まりますか。会社が止めようっていいですか。そこそ今考えてやらなきゃいけないので、今執行部としては、株を買って株主になって働きかけるという方法ぐらいしか残ってないんですよ。だから、これをやりませんかっていうことを今提案をさせていただいております。申し訳ないですけども、1年前とか2年前、2年前はこういう話が浮上してたわけじゃないですから、分かった段階で、あれこれやっつく分にはいいと思うんですけど、事ここに今来て、事前協議がもう始まろうとしてる段階で、それはちょっと有効な手立てじゃないんじゃないかなというふうに思います。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

少し話を元に戻すような形で、申し訳ございません。大阪市、京都、神戸、あそこは6%ぐらいの大株主、あそこは、株を大きな市が持っております。ただちょっと調べてみると、地方電力会社もともと持ってたところで、戦後の電力会社の再編の中で、持ち株会社が一つ関西電力みたいところで、だから自然な形で、多分株を持っていたんだらうというところで、株の保有自体が特に何か大きく議論してと、議論は当然してるんですけども、今回のような話ではなかったんだらうというふうに思っております。山陰中央新報なんかの株も持っているというのは、地方のそうした報道関係に対しては、地域の自治体が一体的にサポートという言葉を使っていることもわかりませんけども、そういう形で支援的な意味合いも含めてですね、参画しようという形で、どっちかというのと応援するパターンかなというふうに思ってます。やはり、今回の株の取得については、やはりそういうことを考えるとレアなケースかなと。もともとが、岡山のJRについても、逆にもっと仕事してくれという話になってきますので、そこも、尻をたたくような形の株式の取得だらうというふうな形で、今回は、適切な言葉が浮かばないですけども、その仕事をやめてくれというふうな住民の声を背景に取得をして、それで、明確なそういう言葉遣いで株主としての言動ができないということで、株の経営に対する警戒を発しながら、こちらの町としての意向を、何とか実現させていこうという、非常に、やはり難しい言動、行動が出てくるんだらうというふうに私は思ってます。だからやはりそこで動き方にですね、かなり慎重さが出るんじゃないか。先ほど松浦議員さんが言われたんですけども、訴訟問題になるかならないかという、それは一応そういう場も当然、やり過ぎると出てくるんだらうと。行政が企業の活動に対して、かなり手を出す、というか、制限的なことをするということになるとう問題が出るのかもしれないけども、それは、町長は十分承知の上でやっていかれるとは思いますが、逆にその動きにくさみたいなものですね、成果に対して邪魔になりはせんかという心配がありますので、そのこのところのちょっと見解をお聞かせください。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

さっきから立ったり座ったりなんで大分疲れてきたんですけど、精いっぱいお答えしたいと思います。今おっしゃってるのは、結構、敵対的な立場で株主になって行動を起こすという、そもそもの出発点があるので、そういうふうな行動がエスカレートして、例えば問題があるようなことになるんじゃないかというご心配。

(しにくさですとの声)

●嘉戸町長

しにくさですね。はい、わかりました。それで関西電力さんにつきましては、おっしゃるように、もともとの株の取得の経緯というのは、かなり前に遡ってるんだと思います。もともと電力会社だけではありませんけども、大体、国が行ってたあるいは地方公共団体が行ってた公益的な事業が、だんだん民営化されていったというふうな歴史的な経緯がございますので、いずれにしましても、気がついた時には株主になってたということだと思います。ただしですね、株主提案等を見てもみますと、かなり敵対的な形で

提案をされております。あるいは他の株主に対しても、賛同してくれというような書簡を送ったりとかですね、かなりアクティブに動かれてるんじゃないかなというふうには思っております。それで、私も、物を言う株主としてというふうな言葉遣いもさしていただいております。地域住民に寄り添った物言う株主として行動しますよ。英語で言えばアクティビストっていうふうな言われ方をしますけども、結構、先鋭的な株主もいらっしやいます。もちろん合法の範囲内で、行政が民間企業に対して物を言うっていうのは、従来の枠組みの中の法的な手続の中での話だと思いますので、脈絡としては株主として物を言うという、株主の立場としての行動を取ろうと思ってます。ですので、行政として何かやるかという、当然、もともとは、住民の声を受けて、住民の民意を受けて、行動を取らなきゃいけない。これが株主という立場で物を言いますよ、なので、株主として認められてる中で、できる限りのことをやっていきたいと。やりにくさという点でいえば、株主は平等の原則がありますので、どの株主でも認められている権利というのは、全て認められています。逆に、違法行為は、これはどの株主であれ認められておりませんので、この枠内でやっていきたいということで、やりにくさという意味では有効的な株主として付き合うのと、少し敵対的な、株主としての物を言うという点では、相手の会社側が、警戒をするのか、それとも、朗らかにつき合っていただくのかっていう点では、相手側は、身構えられるんじゃないかなという点でいえばやりにくさといえども、あくまでこれ資本の論理ですから、資本の論理の中での行動ですので、そうすると株主の立場として株主の権利を主張しまして、それを使っていきますので、そういう意味では合法的な範囲内で活動ができるものというふうに思っております。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

相当、この感心ごとにやっぱり、これだけの町民の方も、傍聴に来られていて関心の高さがあります。もし仮に、もし仮にですけども、株を買ってこれから行動を起こされる。当然、行動を起こされる。当然、行動させる。まず100株を買って、あと残りは、株の値動きにも注意しながらだろうと思っています。今ちょっと高くなってますかね。どこまで、いつ誰とどのように会って何をしてということというのは、なかなか計画的に物事が運ぶなんてことはまずないと思うんで、タイミングをうまく見ながら、図りながらということになって、やはり、これだけ関心の高いことごとについては、やはり情報ってのはどっかで、出していただきたい。出していわゆる報告事項としてですね、これからやるぞというのはなかなか出せないでしょうけども、こういうことで動いてきたよというようなものが、出せるもの出せないもの当然あると思いますので、そこところは、できるだけとしか言いようがないんで、適宜情報提供をお願いをさせていただきたいんですけども、その辺について、少しお聞かせください。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ご意見ありがとうございます。私も全く同感です。もちろん行動を起こす前に、こ

ういうふうな行動を起こしますよ、は、ちょっと難しいんですけども、例えば大阪市さんとか京都市さんを見ますと、こういうふうな株主提案を出しましたとか、株主総会においてこういう発言をして、会社側からこういうふうな回答を得ましたっていうのは、情報を皆さん公開をされておりますので、少なくとも、できる限りの情報は出したいと思います。それと、やはり、資本の論理の世界の中では、50%超を持てば圧倒的な支配株主になりますので、そういう意味では、全て持ち株数で決まるところがあります。ここをひっくり返していこうと思うと、いろんな賛同をしていただける方、あるいは、この資本の論理以外のところでの様々な支援をしていただけるようなところを求めなきゃいけないと思ってますので、そういう意味では、今回、町民の関心はもちろん高いと思いますし、注目度も高いんだと思う。ふだん、私が、受けないようなマスコミの方からも、問い合わせが入ってるようですし、そういう意味では全国の社会的に大きな問題なんじゃないかなと思います。なぜならば、これは美郷町の君谷地域と1事業者の問題ではなくて、国全体の今の仕組み上の欠陥があるんだと思います。先ほど申し上げましたように、高度成長期時代に、様々なごみが出てきて、これを処理しなきゃいけない。そのために、処分場を作りやすくするための法律が高度成長期にできて、その名残りが今までも残っているので、立地自治体であっても、手出しができないっていう、普通は違うと思うんですね。立地自治体で、住民の皆さんの強い反対があれば、それは、その民意を受けて、執行機関とか、あるいは議会議員さんが動くことができると思うんですけども、それができてないっていう構造的な問題は、美郷町と、この事業者との間の固有の問題ではなくて、全国的な問題なんだと思います。そうすると、今度は他のところで、そういうことが起こるかもしれないということで、非常に注目度が高いんだというふうに思っております。そうなると、情報を出すというのは、当然、町民の皆さんには情報を出していかなきゃいけないですし、議会に対しても、できれば外に言えないようなこともできる限りフィードバックはさせていただきたいと思いますが、もう1個やはり社会に対して、どう情報を提供していったって、社会の問題意識をどう喚起するかっていうのも、美郷町っていう田舎の小さな町の問題だけじゃないんですよと。もっとこれ考えなきゃいけないんですよっていうようなところまで情報は出して、それを味方につけて、一緒にやっていかなきゃいけないんじゃないかなという意味では、情報を出すというところは、私は積極的に行っていきたいというふうに思っております。

●原議長

他にはございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

(休 憩 午 後 4時39分)

(再 開 午 後 4時52分)

●原議長

会議を再開いたします。

ただいま、議題となっておりました議案第 38 号について、藤原芳樹議員他 2 名から修正動議が提出されました。藤原芳樹議員からの動議の説明を求めます。

●原議長

5 番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

議長のお許しを得ましたので、議案第 38 号、令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 7 号について、藤原芳樹、中原伸也、松浦祐太の 3 名で、議長に対して修正動議を提出しましたので、代表して、藤原が説明いたします。まず、説明の前に、株式会社ミダックホールディングスによる建設計画のある産業廃棄物最終処分場について、建設に対して修正動議を提出しました 3 名とも反対の立場であるということは明確に表明いたします。その上で、地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定により、修正案を提出します。最初に、修正動議を提出した理由は、まず 1 点、法令上の課題、実効性の欠如、利益相反の構造的な問題、住民からの行政への信頼下落の課題からです。まず、法令上の課題について説明いたします。地方自治法第 2 条第 14 項は、地方公共団体に対して、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるべきと定めています。しかし、株式取得という手法が、町の目的である建設計画中止、住民の安全確保の目的に対して、どの程度の効果を持つか、合理的な説明がなされていません。また、町としても、法的にも手続的にも認められているあとは専門家による独自調査の実施や、厳格な審査の実施、住民説明会の追加開催の要求など、より直接的な手法には言及されておりません。これらの手法を考えず、株式取得に踏み切るとは合理性を欠き、裁量の逸脱濫用と評価される恐れがあると考えます。2 点目は、株主としての実効性の欠如についてです。株式を取得しても、建設計画を阻止する実効性は極めて限定的であると考えます。少数株主であり、経営判断を左右できない株主としての影響力が限定的で、規制行政の権限より弱い株主代表訴訟等の法的手段は、要件が厳しく現実的でないなど、建設阻止という目的を達成する実効性は低いと考えます。予算措置をすることの合理性が十分に説明できていないように考えます。3 つ目、利益相反の構造的な問題です。産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、許認可権は島根県にあり、町にはありません。しかしながら、町には、生活環境の保全や住民の安全確保の観点から、事業者に対して行政指導、県への意見書の提出などの規制の一部を担う立場にあります。規制や行政指導をする立場の町が企業の株主になれば住民の安全確保を最優先すべき規制行政の立場と、株主としての企業価値を守る立場という相反する立場を同時に持つこととなります。これは、行政判断の公平性、中立性に対する疑念を招くことから、利益相反の問題は避けられないと考えます。また、町から説明のあった神戸市、大阪市、京都市による関西電力の株式購入や、真庭市、亀岡市による JR 西日本株の株式購入は、自治体の規制対象ではないことから、それぞれ、先ほど申し上げた、利益相反の構造は、生じないというふうに考えます。最後、住民からの行政への信頼下落です。行政は、住民の信頼の上に成り立つものと思います。しかし、現状では、町の明確な意思表示がない中、新聞報道以外は、町からの住民説明は極めて限定的であり、住民が十分に理解したと評価できる状況にありません。そのため、住民の間では、企業の利益を優先しているのではないかという不信感が広がっているように思います。住民理解を進んでいない中での株式を取得するということは、行政が住民の声を軽視しているという印象を与え、

結果として行政への信頼を低下させる懸念があります。以上の理由から、修正案を提出しております。それでは、補正予算第7号の修正案について、説明をいたします。別紙の1ページをごらんください。まず、第1条中の3875万円を追加しを3104万9000円を減額し、歳入歳出の総額を73億8439万4000円を73億1459万5000円に改めます。第1表中の歳入歳出予算補正のうち、歳入は、款18繰入金、項2基金繰入金を補正前予算額から、5379万9000円減額し、2億8912万1000円とし、補正後の歳入合計を73億1459万5000円とするものです。次に、歳出ですが、款2総務費、項1総務管理費に計上されている株券購入に係る経費を削除し、補正前予算額から4887万4000円を減額し、13億9217万7000円とし、歳出合計を73億1459万5000円とするものです。別紙2ページをごらんください。次に第2表、繰越明許費の補正についてです。款2総務費、項1総務管理費、事業名、産業廃棄物処分場建設計画事業者株式取得事業、金額6957万9000円を削除し、繰越明許費の合計を2300万円とするものです。なお、3ページ以降に、予算修正に関する説明書として、事項別明細書を添付していますので、ご確認ください。以上で、修正動議の説明を終了します。よろしくお願いします。

●原議長

修正動議の説明が終わりました。

これより修正動議に対する質疑を行います。質疑に入ります前に、5時を過ぎてしまいました。このまま会議を続けていきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(はいとの声)

●原議長

了解を得たと思います。

それでは、質疑を続けます。

修正動議に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

●原議長

11番、藤原議員。

●藤原修治議員

動議が出ましたけど、3名の方反対の立場であると、明確に言われました。我々議員は全員議連をつくりまして、行動しとる中で、3名の方はですね、その反対動議を出されたということは私、驚きをもって捉えております。いろいろ理由を述べられましたけど、町長はですね、株式取得ということで、物を言う株主として、行動するんだということの中で、それに対してですね、地元の方々は本当に、わらをもすがる思いという勝田議員に表現がありましたけど、非常に期待してされております。地元の方々に寄り添う、本当に、いいアイデアを出されたとは思っております。そういった中で、これがなくなっちゃうとですね。どうやって地元の人たちに、寄り添うお考えなんでしょうか。お答えください。

●原議長

お答えできれば。

●原議長

3 番、松浦議員。

●松浦議員

発議者の1人の松浦と申します。地元はどう寄り添うのかというところですが、提案理由にもありました様々な問題といいますか、課題を抱えたまま、このまま株式を購入するというのが、本当に、美郷町のためになるのかという広い視点を思うとですね。心の底から賛成というところは、私はできないんじゃないかというところを思っております。で、じゃあどう地元に関わり添うか。例えば、この株式を取得することを断念するとしてしまうと、もう他に手が無いのかという意見だったように思います。で、それを考えていくのが、我々議員の仕事であり、地元の思いというのを組んで、これから、しっかり活動していくというのが、我々に求められていることでもあるというふうに思います。先ほど提案理由にもありました。しっかりとですね、真正面から反対を県に、許可権限のある県に伝えていくということも、一つ手立てだというふうに思いますし、過去の事例を見ると、株式を購入して産業廃棄物の最終処分場建設が止まったというような事例はないように思います。逆に、自治体が県へ強く働きかけて住民を巻き込んだ活動をして、その結果、産業廃棄物の最終処分場の建設が止まったという事例もあります。そういったものを研究して、しっかりと我々ができることをしていくというのが、地元にも寄り添って、美郷町のことを考えてということにつながるのではないかと思います。に私は思います。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

お答えをいただきましたけど、我々は議連としてですね、行動しようじゃないかと言って、今、動いておるわけでありまして、もう時間がね、ありません。そういった中で、議連としてですね、勝田議員言われるには、他の市町へ出向いてですね、色々活動しようじゃないかという中においてですね、地元の美郷町議会の中がね、割れておるとするのは、そういうことになっちゃうわけですよ。これ否決になると。そうするとね、果たして他の市町の方々がね、我々議連の活動に相手にしてもらえんと思われませんか。

●原議長

藤原議員、株取得を言っとるのは反対された3名ではございませんが、もう一度、質問の趣旨をしっかりと申し上げてください。簡潔に。

●藤原修治議員

議連、反対で動いとるわけです。動かなければいけない。株主取得がここで、もし、否決になった場合ですね、議連としての動きを他の市町の町村の方々がね、理解して足並みをそろえて反対の方向でね、協力してもらえんかどうかという疑問を持ったんで、それに対する質問をしたわけです。関連質問でやっております。

●原議長

11 番、藤原議員、今議連の活動の話をされましたが、ここは美郷町議会であって議連ではございませんが、と思うんですよ。だから、議会としての立場で、この場で反対

を、反対というかですね、ご意見をいただければと思うんですが。

●藤原修治議員

議会議員イコール議連のメンバーですんで、そのような解釈のもとに私が今、話をしたわけであって、理解されなければ、ここで私の質問を打ち切ります。

●原議長

提案者の方、何かご回答があれば、せっかくのご意見なんで、ご回答いただければと思います。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

藤原修治議員の質問がですね、議連で議員連盟を立ち上げて議会全体で反対をしていこうという流れの中で、この株式を取得することを反対をすると、この議員連盟の活動に水を差すといいますか、逆行してしまうんじゃないかというようなご質問だったかと思います。私個人、個人といいますか、提出は3名の中では、この株式を取得するということを反対するイコール建設されてもいいというような考えではありませんので、建設反対という意思是しっかりと最初にも述べさせていただきましたので、建設を反対すること自体は変わらないというふうに思っています。その手法の一つが、株式を取得されるということのように思いますが、これが最善の手なのかというところに疑問を持って、今回の修正動議を出させていただきましたので、私の考え自体は、建設自体は反対、もちろん反対なんですけど、議連、議員連盟の活動に足かせになるとかっていうことはないんじゃないかというふうに考えております。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

皆さん、当然、全員議連がですね、議連をつくって全部が参加して、建設反対で、これは何と止めないといけないという思いで、今手法の問題だというふうに理解をしています。で少なくともお金をどう使うかということの意味を、皆さん真剣に考えていくんだらうというふうに思っております。ちょっと、今、お聞きした理由の中にはですね、ちょっと理由としてどうかなというふうなものが幾つかありました。例えば町民の理解不足っていうのも、これは直接的には、やはり私は理由にならないんだらうと。理解をどんどん求めていかないといけない。ただそれだったら、それだけといたらいけんですけども、もう平行してやっていかないといけない。だから、これをやめるという理由には私はならないというふうに思っております。明確な意思表示がないというのも、それなりの、こういう理由だということを町長はおっしゃってこられています。確実に反対という言葉は、やはりなかなか使いづらいということだと思います。住民の意向を踏まえて、慎重にやってもらわんと困るよというふうな言葉遣い。だから私も一番最初の議会質問がですね、適当な時期に事を選んで何かおっしゃるんでしょっていったんですけども、それもちっと否定されたんで、あの時は相当悔しかったんですけども、基本的にはなかなかストレートな言葉遣いというのは、私はやっぱり難しいんだらうというふう

には思っています。だから今までの流れの中で、今回も、聴講の方が大勢おられてですね。気持ちとしてはしっかり反対だということは表明されていると、私は思っております。効果の合理的な説明っていうのは、これは基本的に私はできないと思っています。もう無理だと思っています。こういう株式の中で、人を相手にですね、確実にこれだけの効果があるということは、これはもう最初から想定できないし、ホームラン打てるバッターというか、方法はないです。だからもう町長も対案を出してくれというような話がありましたけれども、町の立場で、ホームランは打てない。もうこのもどかしさというのはもう、これも誰しも考えて、議員さんも多分皆さんもどかしいと思っているんで、本質的な反対理由っていうのは、何だろかなって利益相反なんだろうかと思って、先ほども私が大変動きづらいんじゃないですかっていうのは、いわゆるこの意味だったんですよね。行政としての立場で株を持って株のいわゆる会社の利益を追求するという本質的な株取得と、住民の意思を背景にして、どこまで住民の意思を通そうとするかという行動というものは、当然矛盾が出るけれども、そこは行政と株主という立場で、使い分けるしかないという話をされたとは聞いております。で、今、いろんなことを多分やっていかないといけないと思います。多分、今年いっぱいが限界だろうというふうに私も思っております。今年いっぱいでも遅いかもしれないけど、いろんなことを今年いっぱいやっていかないといけないと思います。ただ、ここで本質的にこれは駄目だということで、全く駄目なのか、いや、これらの条件がすぐにでもそろえば賛成すると言われるのか、ちょっとそこのところ聞かせていただけますか。

●原議長

反対理由にしても、どうなんですかね。

失礼しました。

提案者の方なんかご意見ありますか。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

3番、松浦です。すいません。質問を私なりに理解をするとですね、どうなれば賛成をされるかというかですね、先ほど申した反対の理由といたしますか、修正動議を出した理由がクリアされれば反対に回るかというような質問だったかというふうに思いますが、それは、もちろんそうだというふうに思います。クリアされていけば、そもそも、こういう課題があるので、修正動議を出させていただいたという経緯がありますので、修正動議を出した理由がクリアになるのであれば、もちろん反対ではなく賛成に回るということになるかというふうに思います。

●原議長

他に質疑はございませんか。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

私は大変有意義な議論をしてらっしゃると思っております。だから反対動議を出されたこと自

体に非難するとか、そんな気持ちは毛頭持っておりませんで、この議論こそが大事だと私は思っていますので、この議論を通じて理解が深まっていけばいいんだらうというふうに思って発言しております。だから、今も議員自体、議員全員がですね、何とかやっばり阻止したいということを思っている。その手法をどこで納得感を持ってやっていくかというところだらうと思いますので、今も、条件として条件といいますか、理由として挙げた数項目あったものについて、多分幾つかがもう解決した部分があるらうと思いますので、ここの部分が、特に、なかなか理由として、こちらは今の段階で納得いかないというものがあればですね、もう一度理由として、議論を深めたらいいんじゃないかなと思いますので、もし良ければ上げていただければというふうに思います。

●原議長

どうでしょう。今ご質問ありましたが。

●原議長

3番、松浦議員。

●松浦議員

すみません。私自身も少し質問の本質捉え切れてない部分もあるらうかと思いますが、こういう、いろんな議論を、それぞれの立場でしていくということ自体が議会の本質であって、大切なことだというふうに私も思っておりますし、今日議案の質疑で、全てを聞ききれたかと言われると、少しまだ疑問に残っていることもあるのかなというところもあります。本質、一番何を納得してないかというかですねっていうような質問ではなかったかと思うんですが、私自身やはり実効性、牛尾議員おっしゃられた数値として表すのは難しいだらうとか、実際にどれくらい止められることができるのかというようなことを示されるというのは、なかなか難しいところではあるらうかと思います。ただ、公金を使う以上ですね、目的であったり、趣旨であったり、その実効性であったり、効果であったりっていうのを、議論を深めるというところは必要ではないかというふうに思いますので、やはり一番ネックといいますか、懸念しているところは実効性のところではないかというふうに思います。

●原議長

他に質疑はありますか。

ございませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、まず、原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、最後に、修正案に賛成の方の順で発言を許します。

まず原案及び修正案に反対の方の発言を許します。

ございませんか。

(なしの声)

●原議長

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

●原議長

11 番、藤原議員。

●藤原修治議員

11 番、藤原でございます。賛成の立場で討論させていただきたいと思います。私は、本議案、株式会社ミダックホールディングス株式取得の件について、賛成の立場から討論を行います。まず最初に申し上げたいのは、本町における産業廃棄物最終処分場計画に対し、地域住民の多くが強い不安と反対の意思を示しておられるという事実であります。水資源、自然環境、農林業、そして将来世代への影響、それらを案じる声は、決して感情的なものでなく、生活に根差した切実な声であります。私たち町議会議員は、その声を正面から受け止め、寄り添っていかなければなりません。しかし同時に、厳しい制度の現実も存在しております。産業廃棄物処分場の設置許可権限は県にあり、1 自治体である本町が公式に関与できる権限は極めて限定的であります。住民の反対意思がいかに強くとも、町には法的に持ち得るカードはほとんどありません。本議案は、その構造的制約の中で、町として取り入れる現実的な手段の一つを提示するものであります。株式を取得し、株主としての地位を得ることにより、美郷町は、株主総会という公式かつ公開の場で発言する権利を得るわけであります。株主提案権を行使できる水準の株式を保有すれば、企業に対して説明責任を求め、地域との共生の在り方を問い、計画の進め方や条件について対話を迫ることができます。これは、計画を即座に止める絶対的なカードではありません。しかし、何のカードも持たずに、外から抗議するのと、法的な株主権に基づいて、公式の場で発言するのでは、重みが全く異なります。私はこの提案を町長の奇策とは考えません。むしろ、制度の隙間の中で、住民の声を最大限に届けようとする苦渋の、しかも合理的な判断だと受け止めております。もちろん公金を投じる以上、リスクは存在をいたします。株価変動による損失の可能性も否定できません。しかしながら、だからこそ、本町は、投資目的を明確にし、取得規模を限定し、情報管理と説明責任を徹底しなければなりません。しかし、この株の取得は、単なる投資ではありません。それは町の将来、住民の生活環境、そして地域の持続可能性を守るための政策的手段であります。もし町が何も行動せず、権限がないの一言で済ましたならば、私たちは住民に対して何を説明できるのでしょうか。今問われているのは、この手法が完璧かどうかではありません。住民の強い不安と反対の声を前にして、町としてできる限りの手を尽くしたと言えるかどうかであります。本議案は、対立を深めるためのものでなく企業に対しても、地域社会との真摯な向き合いを求めるための手段であります。私は住民の方々の不安に寄り添い、その声を実効的な形で届けるための現実的な選択として、本議案に賛成をいたします。議員各位の理解とご賛同を心からお願いを申し上げます。私の賛成討論といたします。

●原議長

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

●原議長

2 番、瀬古議員。

●瀬古議員

2 番、瀬古です。私は、ただ今藤原芳樹議員以下 2 名より提出されました修正動議に

対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。まず初めに、町長を初めとして、町が行政手続の限界を乗り越えるために、株主として働きかけるといふ新しい道を検討されたこと、その地域を守りたいという強い思いに対して敬意を表したいと思います。私も産業廃棄物最終処分場に建設に対しては反対の立場です。しかし、約 6000 万という予算を投じる以上、それが本当に建設阻止という目的に対して実行力を持つのか、冷静に立ち止まって考える必要があります。町の資料によれば、3 万株を取得することで、株主提案権を得て、全株主や社会に問題を提起できるとされています。しかし、冷静に数字を見つめれば町の持分比率は、わずか約 0.11% です。株主総会という場所は、最終的には、多数決で決まる厳しい場所です。全体の 1000 分の 1 強という極めて限られた議決権では、他の大多数の株主の理解を広く得られない限り、提案を可決されることは非常に難しいです。多額の公金を投じた結果、提案が否決されるだけで終わってしまうのではないかと実効性への懸念を拭い去ることができません。町からの資料では、株主になることで経営陣に対話を促せるとされています。しかし、上場企業の取締役には、全ての株主の利益を守る義務があります。たとえ町が熱心に訴えても、企業側が、一部の少数株主の意見を見て事業を止めることは、他の多くの株主への背信行為になると判断すれば、法律上、町の要望を受け入れることはできません。つまり、0.11% の株主という立場は、企業にとって、耳を傾けるべき対象にはなっても、判断を変えさせる力にはなり得ないのが、資本主義の厳しい現実ではないでしょうか。また町は、行政手続上、実効性のある働きかけを行う手段が、事実上ないとされています。しかし、行政が持つ本来の力は、1 株主としての発言よりもはるかに重いものです。法令に基づく厳格な審査、地域の実情に即した条例の強化、そして、住民の皆様とともに行う政治的な意思表示、これら行政としての正当な権限こそが、企業に最も強く確実な実効性を持ちます。1 株主という民間のルールではなく、まず行政という公の立場からの毅然とした対応こそが、結果として、住民の安全を守る近道になると信じています。町長を初めとする執行部の皆様の住民のためにという情熱は、私たちも痛いほど理解しております。だからこそ、その情熱と貴重な予算をより確実で、より行政らしい正当な手法に集中させ、一丸となってこの課題に立ち向かうべきだと考えます。議員各位におかれましては、この修正動議にご賛同いただき、美郷町の未来をより確かな形で守っていくための、賢明なご判断をいただきますようお願い申し上げます私の賛成討論といたします。

●原議長

討論を繰り返します。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。

●原議長

6 番、勝田議員。

●勝田議員

6 番、勝田です。私は、原案に賛成いたします。産廃建設計画で揺れ動く地元の代表議員として、意見を述べさせていただきます。町として阻止するための手段として、この案を提示されました。この案に対して、地元、私もそうですが、拒む理由はありません。先ほどから、私の一般質問でも、度々申し上げてはいるんですが、今このまま何もせずに時だけが過ぎてしまえば、恐らく工事は始まってくるでしょう。先日の新聞報道では、

県として、法律上の手続があれば拒むことはできないと報じられました。その現実は、もうすぐそこにできてます。君谷も美郷町の一部です。これを君谷だけだけの問題ではないと思います。もし、これが進むのであれば、地元町民は、皆さんは、黙って見ていただけのことでしょうか。今、ここで、将来の君谷、美郷町を汚すことになるのではないのでしょうか。と心配して昨年4月から1年間この問題について、闘ってきましたし、真剣に考えてまいりました。いよいよついに、この時期が来たんじゃないのかなと、私も思っています。打つ手があるのならば、それにかける価値はあると私は信じてます。確かに、多額の公費を費やすことに異論はあると思います。しかし、それに代わる代償のほうがもっと大きくなるんじゃないのでしょうか。以上のことから、私は、原案に賛成いたします。

●原議長

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

●原議長

1番、唐溪議員。

●唐溪議員

1番、唐溪です。私は、議案第38号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第7号に対する修正動議に賛成いたします。私は、産業廃棄物最終処分場の建設には反対です。ここに明確に示させていただきます。先ほど、町長に産業廃棄物最終処分場の建設に反対であるのか、賛成であるのか、という質問をいたしました。どちらの意見も示せる立場にないというお答えでした。美郷町の方性を示さない選択をされる中、いち企業の株を取得するという行為は、公益性に欠けると判断しています。一貫して、執行機関のため、賛成反対の意向を示せる立場にないというお答えですが、先ほど質疑の中で申しましたように、他の市町の市長は、産廃事業者側に法的に問題が発生していないにも関わらず反対の意向を示されています。理由として、住民の反対と立地的観点からの反対です。高山市は、建設廃止には至っていないものの、他の市町村例えば、高槻市では、こちらの処分場は、管理型ではありませんが、住民からの強い反対意見を受け、産業廃棄物処理施設の手続に関する規制条例を議会で決議し、当初計画のままでは、建設が難しいという状況でストップしています。このように、町が真っ向から反対を掲げて建設を止めているという事例もあります。地元住民の皆様から、株取得予算を議決してほしいという要望書をいただきました。これまで、様々な方法で、建設反対を考えられてこられたことと認識しており、大変頭の下がる思いです。ですが、私は、株取得が目的ではなく、建設をやめるということが、本来の目的であり、そのための手段は、先ほど述べたように、まだ残っているとも思います。止められるかどうかという観点からいうと、株取得と同じかと思います。意向を示さずに、株を取得するということは、公益上の必要という点において、不明瞭であること、また、地方自治法の地方公共団体は、最少の経費で効果を上げるべきという点において、私は、この修正動議に賛成いたします。

●原議長

討論を繰り返します。

原案に賛成の方の発言を許します。

●原議長

7番、牛尾議員。

●牛尾議員

7番、牛尾です。賛成の立場から、原案にですね、賛成の立場から討論をいたします。反対、修正動議を出された反対の時、修正動議に対しても、いろいろ意見を私なり言わせてもらいました。それは十分意味のあることだというふうに思います。そういうふうな例えば他にやるべきことがあるじゃないかという、何て言いますかね、町民に対する説明責任みたいなもの、町としてのやり切り感みたいなものだと思いますけど、それは同時に、やっていけばいいんだと思います。同時に、私もこれは何とか本当に阻止をしたい。多分、止まらないかもしれない。本当に難しいと思います。決定権がないから難しいです。だから、うまくいった事例もあるかと思いますが、そここのところは逆に本当に深掘りして深掘りして、どれだけの努力をしてきたかっていう根っこの部分というのは、相当なもんが、私は多分あるんだろうと思います。表面に出てる、これとこれをやりましたから止まりました、というふうな生易しいもんでは私はないと思う。だから、これを阻止するためには、行政は行政としてどういう形であれ反対表明という形のものを出してくれということ、議会としても積極的に、申入れをしていく。これ同時にやっていけばいい話だというふうに思います。議会は議会として、反対決議を、私は、もうすぐにでもやるべきだというふうに申し上げております。現地、今、計画候補地になっているところですね、少しちょっと今、外目から見た時に、すごい元気がなくなってるのかなというふうに見えてますので、地元を中心に、やはり住民、町民が見える形で、とにかく見える形で、反対行動をしていかないといけないと私は思ってます。見える形でです。だからとにかく、建て看やビラを張りつけると。全戸に張りつけると。全部の全町村の家に張り紙があったなんていうとびっくりしますよね。場合によっては、住民投票条例を作る。常設じゃなくて限定的なもので当然いいと思うんですけども、それは議会だって議員提案すりゃいいんです。できるんです。議会が提案すればいいんです。町に要求しなくても、議会が提案できます。できるんです。そういうことも考えなきゃいけない。それくらいやらないと、私は難しいと思っています。そういうムーブメントをしっかりと起こす中で、この株というものの一つの、直接訴えかける力として生きてるんだろうというふうに思います。だから、そういうものを総動員していかないと、私は難しい。それでも止まるかどうか分からない。そういう問題だと私は思ってますので、原案には賛成の立場であります。以上でございます。

●原議長

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

(なしの声)

●原議長

それでは、討論を繰り返します。

原案に賛成の方の発言を求めます。

ありませんでしょうか。
(なしの声)

●原議長

いずれも討論がないようですので、討論を終わります。
これより採決に入ります。採決は、まず、修正案から行います。藤原芳樹議員他 2 名から提出の修正案に賛成の議員の挙手を求めます。
(挙手多数)

●原議長

挙手多数でございます。よって、修正案は可決されました。
次に、ただ今可決されました修正部分を除く原案について採決をいたします。これに賛成の議員の挙手を求めます。
(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、修正部分を除く原案は可決されました。
日程第 7、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を行います。
お手元に配布してありますとおり、総務委員会から発委第 1 号、竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書が提出されましたので、これを上程いたします。
傍聴席ちょっと静かにしてください。
発委第 1 号、竹島の領有権の早期確立に関する取組の強化と特別措置法の制定を求める意見書が、提出されましたので、これを上程いたします。
お諮りします。
発委第 1 号の提出につきましては、提案理由の説明、質疑を省略して、討論、表決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認め、提案理由の説明、質疑を省略することに決しました。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
(なしの声)

●原議長

討論なしと認め、討論を終わります。
これより採決に入ります。
お諮りします。
原案のとおり決することに、賛成の議員は、賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。
押し忘れはありませんか。
(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第8、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布してありますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申出が提出されておりますので、これらの申出のとおりそれぞれの委員会へ付託したいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、よって、それぞれの委員会へ付託することに決定いたしました。

本定例会へ付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和8年美郷町議会第1回定例会
を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉 会 午 後 5時52分)